

品目横断的経営安定対策のポイント

Ver. 9



農林水産省

このパンフレットは平成18年8月7日
現在のものであり、随時更新します。
最新の内容については、農林水産省
ホーム・ページ／担い手と集落営農
(<http://www.maff.go.jp/ninaite/>) を御確
認下さい。

はじめに

我が国の農業は、農業者の数が急速に減り、また農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでいます。

一方、国外に目を向けると、WTO（世界貿易機関）の農業交渉では、国際ルールの強化などの交渉が行われています。

このような状況のなかで、今後の日本の農業を背負って立つことができるような、意欲と能力のある担い手を中心となる農業構造を確立することが“待ったなし”の課題となっています。

そこで、これまでのような全ての農業者の方を一律的に対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、19年産からは、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策（品目横断的経営安定対策）に転換することとしています。

なお、この品目横断的経営安定対策は、全ての農産物を対象とするものではありません。担い手を中心とする農業構造の改革が遅れている、複数の作物を組み合わせた営農が行われている、諸外国との生産条件の格差があるといった観点から、土地利用型農業の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象としています。

それ以外の野菜、果樹、畜産など部門専門的な営農類型については、引き続き、品目ごとの事情や課題に即して、品目別の対策を実施することとしています。

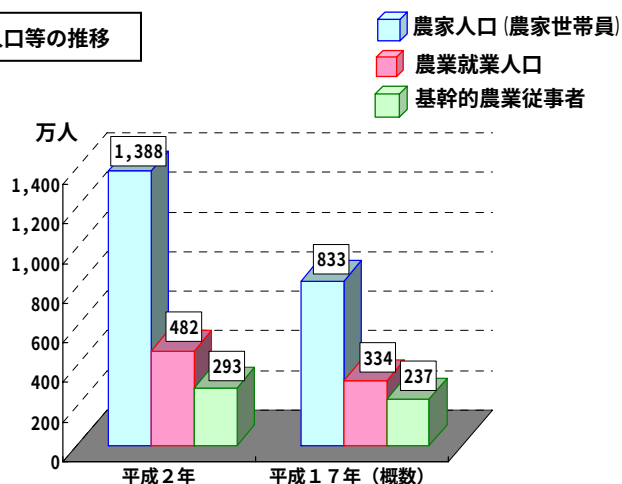
～ 目 次 ～

	頁
◇ 担い手の育成・確保が農業の緊急の課題	1
◇ 国際ルールは厳しくなります！	2
◇ 地域における担い手の明確化が重要です	3
◇ 認定農業者になるには	4
◇ 認定農業者のメリット	6
◇ なぜ今集落営農なのか	7
◇ 集落営農と小規模個別経営の比較(水田作経営)	8
◇ 品目横断的経営安定対策のポイント	9
◇ 品目横断的経営安定対策への移行のイメージ	10
◇ こんな集落営農が経営安定対策の対象です！	11
◇ (参考) 集落営農組織一元経理のイメージ(例)	12
◇ 経営安定対策の対象となるには一定の経営規模が必要です	13
◇ 経営規模として算入できる面積	14
◇ 集落営農組織の場合の経営規模	15
◇ 2毛作の場合の経営規模	16
◇ 農地が少ない場合の特例	17
◇ 生産調整組織の場合の特例	19
◇ 所得確保の場合の特例	21
◇ 経営安定対策の対象となるには「国が定める環境規範を遵守すること」が必要です	23
◇ 経営安定対策の対象となるには「対象農地を農地として利用すること」が必要です	24
◇ 諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための対策	25
◇ 過去の生産実績に基づく支払の交付額	26
◇ 過去の生産実績の算定方法	27
◇ 過去の生産実績の移動の考え方	30
◇ 毎年の生産量・品質に基づく支払の交付額	31
◇ 生産条件不利補正対策のモデル試算例	32
◇ 収入の減少による影響緩和のための対策	33
◇ 現行対策と比較した収入減少影響緩和対策のメリット	34
◇ 収入減少影響緩和対策のモデル試算例	35
◇ 新たな経営安定対策の加入手続	37
◇ 特定農業団体に対する課税の取扱い	39
◇ 集落営農・農業生産法人への参加と農地等の納税猶予制度との関係	41
◇ 贈与税納税猶予制度適用農地等に係る法人化特例の概要	42
◇ 集落営農・農業生産法人への参加と農業者年金との関係	43
◇ 認定農業者の育成・確保支援対策(18年度予算)	44
◇ 集落営農の育成・確保支援対策(18年度予算)	45
◇ 認定農業者・集落営農組織に対する強力な政策支援	47
◇ 米政策改革との連携	48
◇ 集落営農組織と農地・水・環境の保全向上の活動組織との関係	49
◇ (参考) 品目横断的経営安定対策の導入等による「担い手」メリットの充実	50
◇ 新たな経営安定対策や担い手育成・集落営農の組織化についての相談窓口	53

担い手の育成・確保が農業の緊急の課題

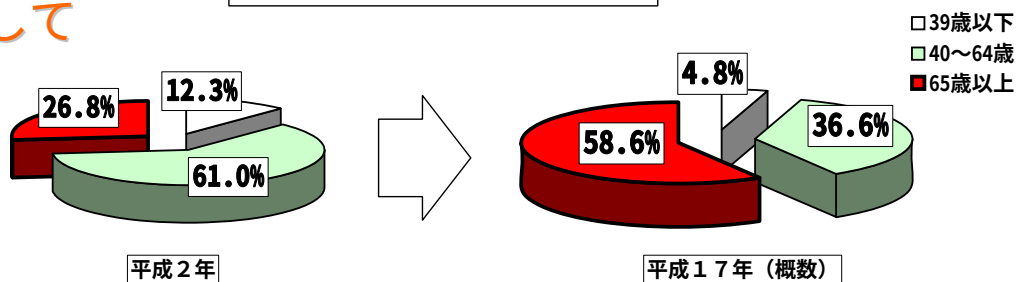
農家人口が減少しています！

農家人口等の推移



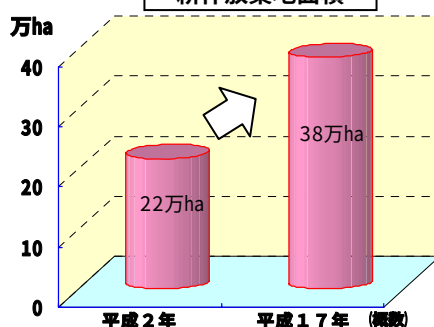
高齢化が進行しています！

年齢階層別基幹的農業従事者数割合



耕作放棄地が増えています！

耕作放棄地面積



地域農業を担う、意欲と能力のある個別経営、法人経営を育成・確保することが必要です。

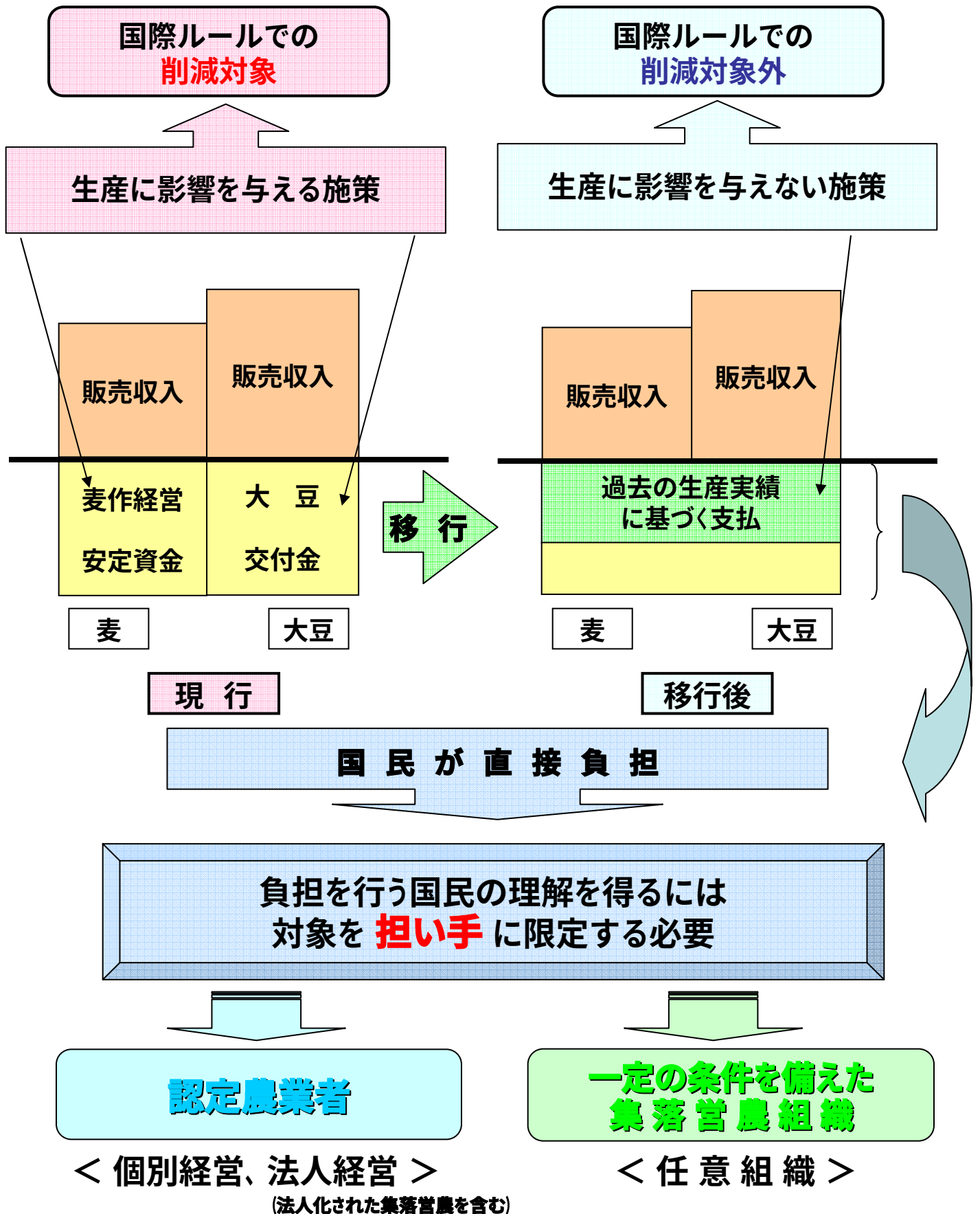
◆ 担い手の主役

それが認定農業者です ◆

小規模な農家にも、兼業農家にも、高齢者の皆様にも、『担い手』の一員となっていただく方途があります。

◆ それが集落営農組織です ◆

国際ルールは厳しくなります！

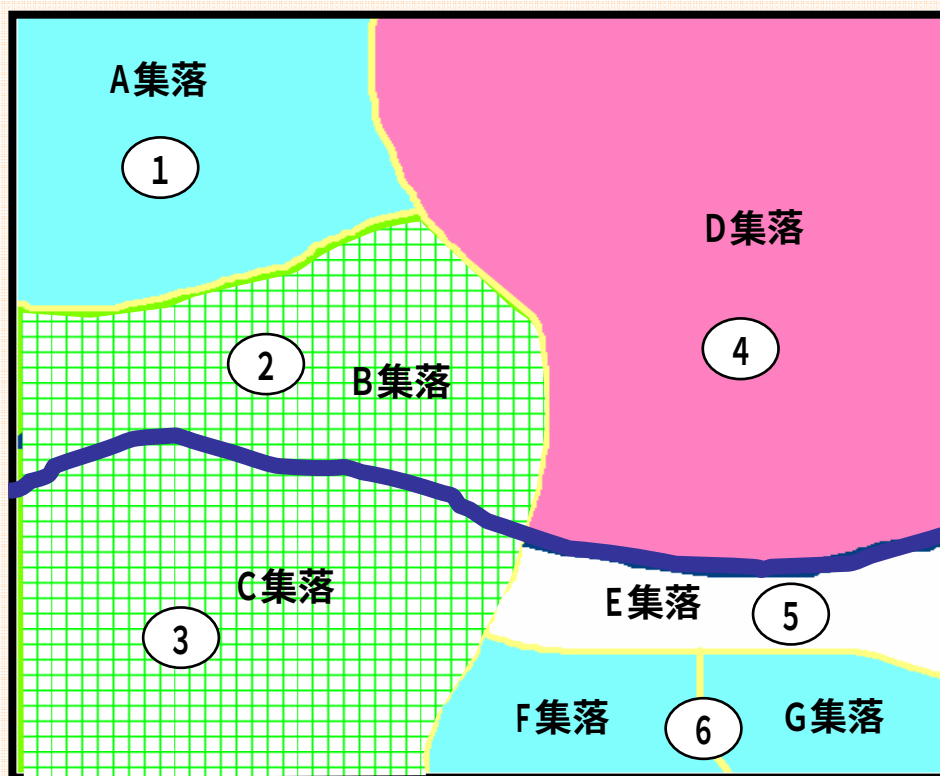


地域における担い手の明確化が重要です

- まず、それぞれの集落や地域において、どのようなタイプの担い手（認定農業者、集落営農組織）を、どのようにして育成していくのか、その方向性を明確にする必要があります。
- その際、集落営農の組織化に当たっては、これまで規模拡大を図ってきた認定農業者等の規模拡大努力を阻害すること（いわゆる「貸しはがし」）のないよう、地域の関係者間で十分に話し合いを行うことが重要です。

「担い手育成確保方針マップ」を作成するなどして、地域ごとの担い手育成・確保の方向性について、関係者間で共通認識を図りましょう。

○○地域 担い手育成・確保方針マップ（イメージ）



認定農業者タイプ
 集落営農タイプ
 認定農業者＋集落営農タイプ

集落名	戸数	田畑面積	番号	規模要件(ha)	担い手育成・確保の方向(戦略)	担い手氏名・組織名
A集落 (中山間)	30戸	20ha	①	3.2 16	集落営農タイプ	○○生産組合
B集落 (中山間)	24戸	15ha	②	2.6 12	認定農業者タイプ <ビジョンの担い手を認定農業者へ誘導>	○○○○
C集落	26戸	30ha	③	基本	認定農業者タイプ <基幹3作業受託面積を拡大>	○○○○
D集落	40戸	60ha	④	基本	認定農業者＋集落営農タイプ <両者間の土地利用調整を実施>	○○○○、○○組合
E集落	17戸	12ha	⑤	2.6 12.8	方針検討中	
F集落	16戸	10ha	⑥	2.6 12.8	集落営農タイプ	○○集団
G集落	13戸	9ha		2.6 12.8	<2集落をあわせて育成>	

認定農業者になるには

- 認定農業者制度は、経営改善に取り組む意欲のある農業者が、「農業経営のスペシャリスト」を目指すための“**農業経営改善計画**”を作成し、**市町村が認定**するものです。
- **性別、専業・兼業の別等を問わず、どなたでも**認定を受けることができます。
- 集落営農についても、法人化すれば認定農業者になることができます。

今すぐお住まいの市町村、都道府県の
担い手協議会等にご相談下さい

農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析など、市町村、農協、普及センター、担い手協議会等がサポートします！



経営改善を図ろうとする方

農業経営改善計画の作成

次の事項について、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

- ① **経営規模の拡大** (もっと経営規模を大きくしたい)
- ② **生産方式の合理化** (農業生産のムダを省きたい)
- ③ **経営管理の合理化** (コスト管理をしっかりしたい)
- ④ **農業従事の態様の改善** (労働時間を少なくしたい)

認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
(**生産調整に取り組むことが必要です。**)

達成できる計画か

市町村へ申請

認 定

国、都道府県、市町村等から様々な支援が受けられます！ (P. 6)

認定農業者

農林のぼるさんの農業経営改善計画

目 標

目標達成のための手段

		現 状	5年後
所得		400万円	550万円
労働時間		2,200時間	1,800時間
経営規模の拡大			
作目別	水稻	2ha	5ha
	大豆	2ha	3ha
	ダイコン	0.5ha	0.8ha
	飼料作物	0.5ha	1.2ha
	繁殖牛	2頭	6頭
経営耕地	所有地(田)	3ha	4ha
	借入地(田)	2ha	6ha
作業受託		2ha	3ha
生産方式の合理化			
機械・施設	トラクター	30ps 1台	50ps 1台
	牛舎	10m ² 1棟	60m ² 1棟
経営管理の合理化		簿記記帳していない	複式簿記の実施
農業従事の態様の改善		特に決まった休みを設けていない	休日制の導入

- 経営規模の拡大
条件の良い農地を農業委員会から斡旋してもらう。
- 生産方式の合理化
側条施肥にするとともに、緩効性肥料の使用により追肥を1回減らす。
- 経営管理の合理化
担い手協議会主催の農業簿記講習会に出席し、複式簿記と簡易経営分析を習得する。
- 農業従事の態様の改善
家族経営協定の締結により、休日を明確にする。

認 定

認定農業者のメリット

認定農業者への支援策の例

資金の融通

- 低利の**スーパーL資金** (農地取得も可能な長期資金)、**スーパーS資金** (運転資金) は、**認定農業者のみ借りられます。**
- 農業近代化資金、農業改良資金についても、認定農業者は**金利や融資率の優遇**があります。

(例) 認定農業者向け長期資金の例 (金利は、平成18年7月20日現在)

資金名	スーパーL資金	農業近代化資金
貸付対象	認定農業者	同左
金利 [融資率]	1.75～2.0% [100%]	スーパーL資金並み [100%]
償還期限	25年 (うち据置期間10年) 以内	15年 (うち据置期間7年) 以内

- 共同申請で認定農業者になった方の具体的な借入手続き等については、お近くの融資機関に御相談ください。※

※ただし、貸付限度額等の融資条件は「経営」を単位として設定されるので変わりません。

農地

- 農地を集めて農業経営の効率化を目指す認定農業者を支援しています。

例えば、**農業委員会の行う農地のあっせん事業の対象者は、認定農業者を優先**することになっています。

- 夫婦で共同申請により認定農業者になった場合は、農地のあっせん名簿に、両者を登録することができます。

農業者年金

- 保険料の国庫助成**があります (生涯で最大216万円)。

(例) 月額保険料が2万円の場合の国庫助成額

	35歳未満	35歳以上
通常加入	0円	0円
認定農業者で青色申告者	10000円	6000円
上記の者と家族経営協定を結んでいる配偶者等	10000円	6000円

- 支払った保険料は**全額、社会保険料控除の対象**となる税制面の特例が受けられます。

(例) 月額保険料5万円の場合、年間12万円の節税 (税率20%の場合)。

予算措置等

- 農業生産基盤・機械施設整備、担い手経営安定対策 (18年産までの措置、19年産からは品目横断的経営安定対策に移行)、経営相談・指導・研修等において、**認定農業者に施策を重点化**しています。また、19年産から導入する品目横断的経営安定対策についても認定農業者等を対象とすることとされています。

- 例えば、夫婦で共同申請により認定農業者になった場合は、認定農業者を対象とした研修に夫婦ともに参加することができます。

なぜ今 集落営農なのか

迫られる「担い手なき集落」からの脱却！！

《深刻化する担い手不足の決定弾「集落営農」の勧め》

■ 集落営農とは、

個別の営農だけでカバーできない場合、共同で営農を行うことをいいます。

■ 集落営農のメリット

- 機械の共同利用でコスト下がります。
- 意欲、体力、気力に応じて参加できます。
- 農村社会もいきいきします。

■ 担い手たる集落営農

これからの地域の農業を担う集落営農は、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるよう、組織の運営や経理などの面がしっかりしていることが必要です。

あなたが愛する集落のためにできること！！

《自らの責任において選択、愛する集落の維持・発展》

■ 集落座談会による十分な話し合い

各々がかえる問題点の打開を図るため、集落営農に取り組む自らの問題として、自らの責任において、十分に構成員間で話し合いが必要です。

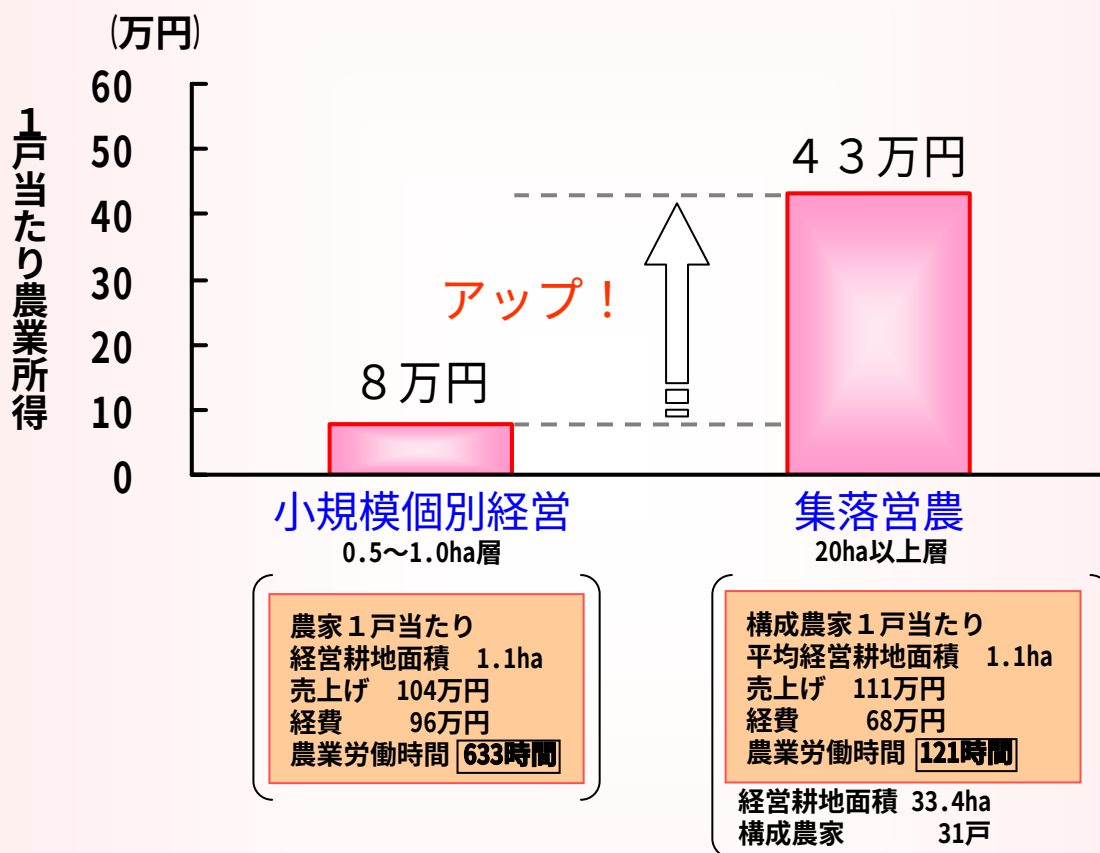
■ 集落の再生は、今この時

新たな「食料・農業・農村基本計画」に集落営農組織が位置付けられたことから、今後の各種施策の動向を踏まえれば、これらの動きに遅れることなく対応していくことが重要です。

集落営農と小規模個別経営の比較（水田作経営）

☆ここがポイント！！

- ・ 小規模な農家が集まって共同で営農を行うことにより経費を大幅に削減することが可能！
- ・ これにより所得が大幅アップ↑
- ・ 労働時間も大幅に減少↓



- 約1haの**水田作農家**では、農家1戸当たり
 - ・ 売上げから経費を引いた所得は **約8万円**
 - ・ 労働時間は **633時間**
- これと同程度の規模の農家が集まった**集落営農**では、
 - ・ 農家1戸当たりの所得は **約43万円**
 - ・ 農家1戸当たりの労働時間は **121時間**

資料：農林水産省「平成16年組織経営の営農類型別経営統計」

品目横断的経営安定対策のポイント

品目横断的経営安定対策

政策転換の効果

19年産から導入

支援の対象

意欲と能力のある担い手に限定

- 意欲と能力があると市町村が認定した農家・法人（認定農業者）及び一定の条件を備えた集落営農組織で、以下の経営規模以上のものに限定

① 認定農業者 : 4ha以上
(北海道は10ha以上)

② 集落営農組織 : 20ha以上

（条件が不利な中山間地域や複合経営等には、経営規模の特例あり）

- また、国が定める環境規範を遵守すること、対象農地を農地として利用することが必要

- 農業の構造改革を加速化
これにより国際競争力も強化

支援の内容

品目別の価格政策ではなく、経営全体に着目した政策に一本化 以下の補てんを実施

- ① 諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん

〈生産条件不利補正対策〉

- ・ 過去の生産実績に基づく支払
- ・ 毎年の生産量・品質に基づく支払

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

- ② 収入の減少の影響を緩和するための補てん

〈収入減少影響緩和対策〉

【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

- 経営者の創意工夫の発揮とニーズに応えた生産を促進

- WTO協定における「緑の政策」に転換し、国際規律に耐え得る政策体系を確立

全農家を一律とした施策

個々の品目ごとの価格に着目した支援

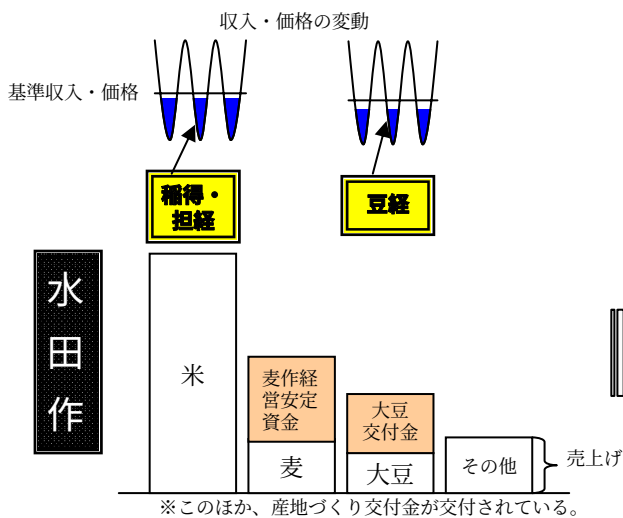
（注）米は、諸外国との生産条件格差から生じる不利が国境措置により実質的に補正されているので、収入減少影響緩和対策のみの対象となります。

品目横断的経営安定対策への移行のイメージ

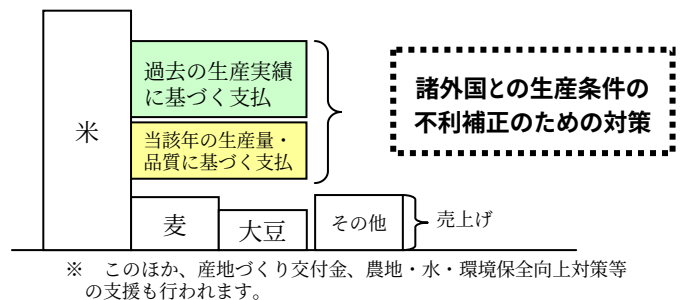
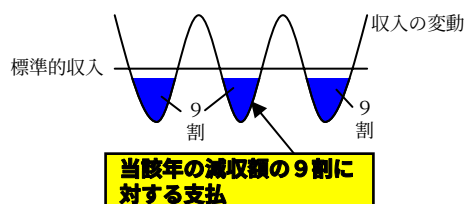
〈現在〉



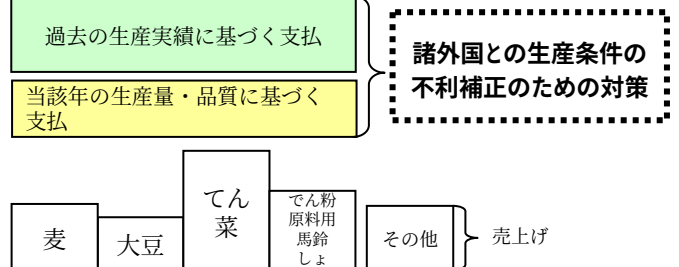
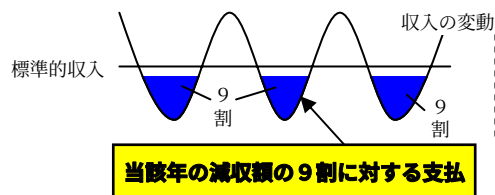
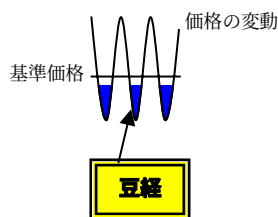
〈今後〉



金融・税制等の措置 (P47)



金融・税制等の措置 (P47)



今後は、担い手(認定農業者又は一定の集落営農組織)でなければ、麦、大豆等の助成が受けられません。

野菜・果樹・畜産等は、引き続き、品目別対策が実施されます。

こんな集落営農が経営安定対策の対象です！

地域の農業を担う集落営農は、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるよう、**特定農業団体となるか、これと同様の要件を備える必要**があります。

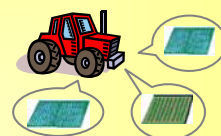
特定農業団体と同様の要件を満たす組織

農用地の利用集積目標を定めます

地域の農用地の **2／3以上** を集積（農作業を受託）する **目標（5年後）** を定めます。

〔 **地域の生産調整面積の過半** を受託する組織が、19年から数年のうちに目標を定める場合は、**1／2以上** で足ります。 〕

※ 「地域」の範囲は、農用地利用改善事業の区域、すなわち、地縁的なまとまりのある範囲（集落など）で捉えることが原則ですが、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができます。



規約を作成します

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。



集落営農組織の口座

経理の一元化を行います

① **集落営農組織の口座** を設けて、② 農産物の **販売名義** を集落営農組織とし、③ **販売収入** をその口座に入金します。



主たる従事者の所得目標を定めます

組織の主たる従事者について、農業所得の **目標（市町村基本構想の水準以上）** を定めます。

- ※ 主たる従事者は、**候補者（名前が特定できなければ人数）** で足ります。
- ※ 農業所得の水準については、組織が将来的に目指す **経営規模等** で **総合的に判断** することが可能です。



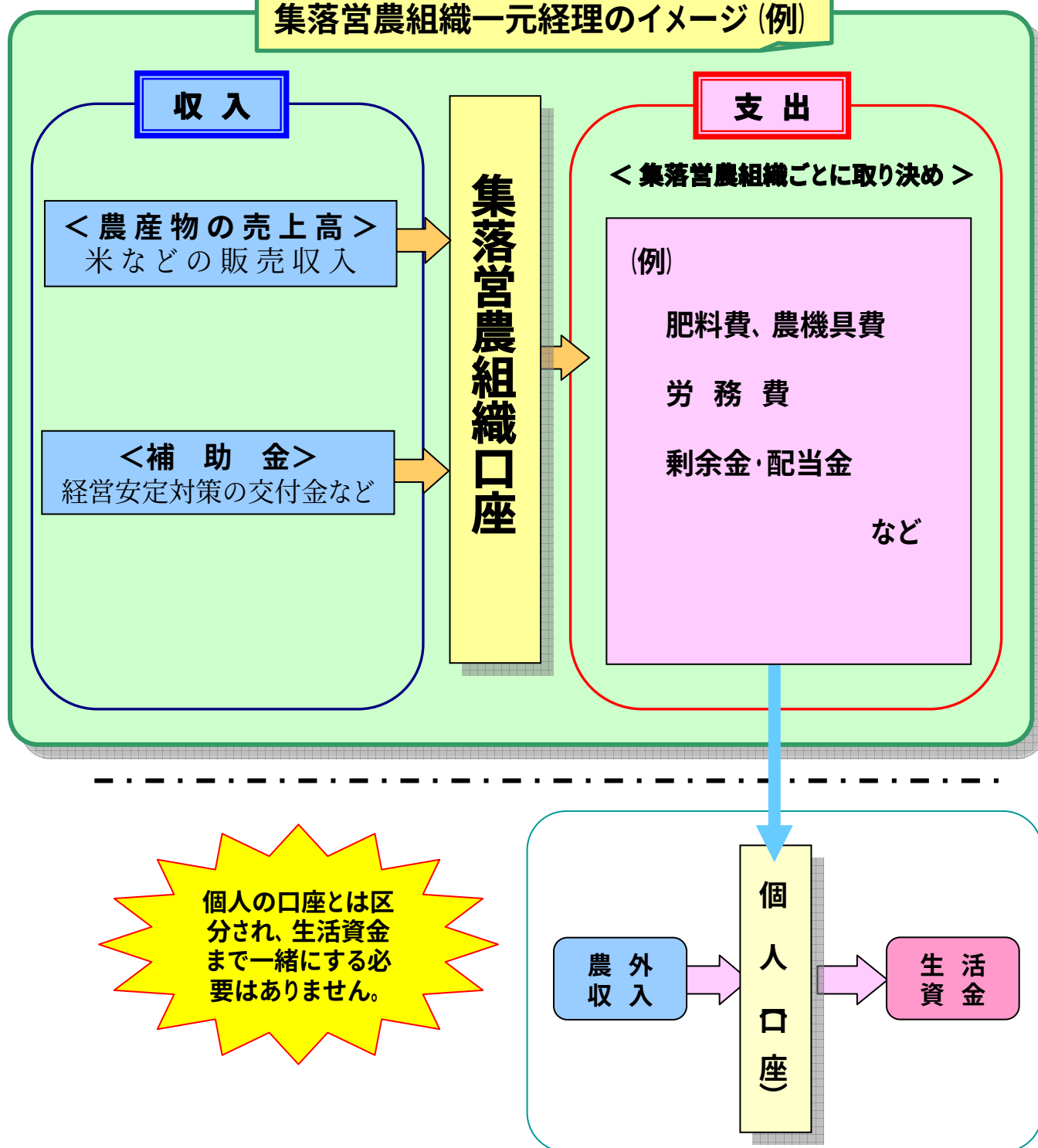
農業生産法人化計画を作成します

農業生産法人となる **計画（5年以内）** を作成します。



- 経理の一元化は、①**集落営農組織(代表者) 名義の口座**を設け、②**農産物の販売名義を集落営農組織**とし、③**農産物の販売収入をその口座に入金**する、の3点がポイントです。
- **支出面については、特段の条件はありません**(構成員への配分等は集落営農組織で決められます)が、**共同で営農を行う実態が存在せず、形式的に組織名義の口座のみ設けて、収入を個人に100%分配する**ようなものは、**当然認められません**。
- この集落営農組織(代表者) 名義の口座は、**経営安定対策の交付金の振り込み先にもなります**。

集落営農組織一元経理のイメージ(例)



経営安定対策の対象となるには 一定の経営規模が必要です

基本原則

- 認定農業者
都府県：4ha
北海道：10ha
- 特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織
：20ha

所得確保の場合の特例

(P. 21,22)
経営面積が小さくても農業で相当の所得を得ている経営は対象となります！

①農業所得が基本構想の半分以上を超え、②対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3以上の場合

物理的制約

中山間地域

生産調整

複合経営等

農地が少ない場合の特例

(P. 17,18)
集落の農地が少ない地域は面積規模を緩和します！

基本原則の概ね8割まで

中山間地域の集落営農組織は5割まで

生産調整組織の場合の特例

(P. 19,20)
地域の生産調整面積の過半を受託し、生産調整の推進に貢献している組織は面積規模を緩和します！

20ha×生産調整率(その地域で水稻を作付けていない面積の割合)まで(7haを下限)

中山間地域は
20ha×生産調整率
×5/8まで(4haを下限)

○ 複数の地域で経営を行う場合は、‘主として農作業を行う地域’の基準が適用されます。

○ 「農地が少ない場合の特例」及び「生産調整組織の場合の特例」については、都道府県知事からの申請(18年は7月20日まで)に基づき、国が特例基準を設定します。設定された特例基準は、原則として、3年間固定されます。

経営規模として算入できる面積

- 経営規模として算入できる面積は、**権原（所有権、賃借権等）を持っている農地基本台帳の現況地目が「田」と「畑」の面積の合計**です。

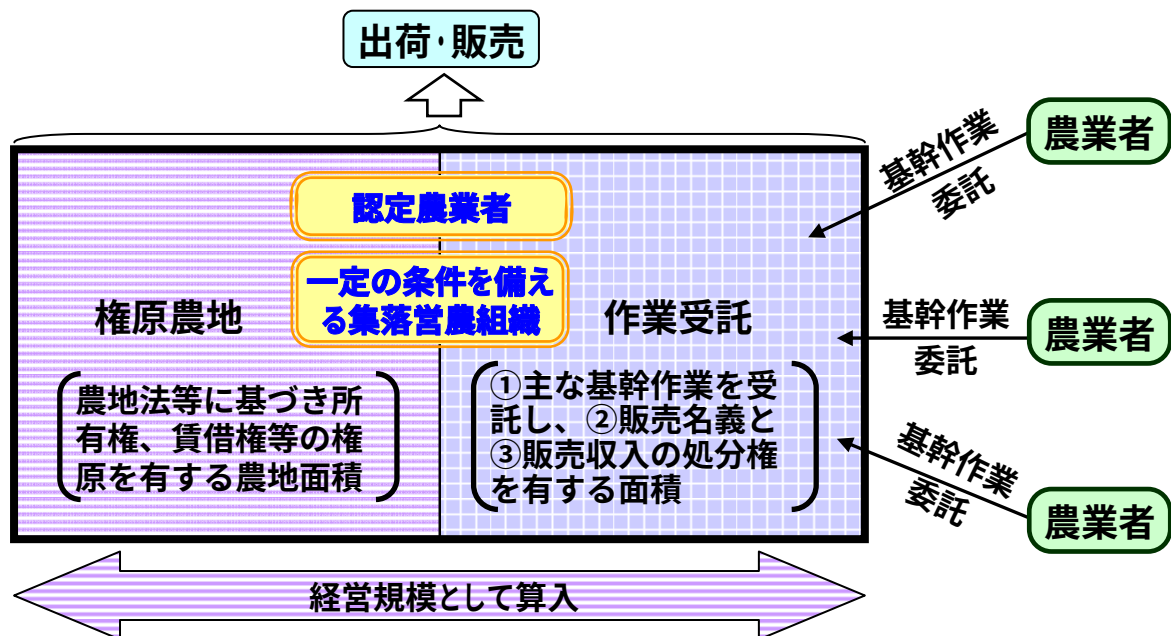
（従って、「樹園地」、「採草放牧地」は除かれます。一方、農地基本台帳の現況地目が「田」「畑」であれば、野菜等が作付されている面積も算入できます。）

- また、**農作業受託**のうち、①**主な基幹作業**（水稻は基幹3作業以上）を受託し、②**収穫物の販売名義**があり、③**販売収入の処分権**を有している場合は、この面積も経営規模に含めることができます。

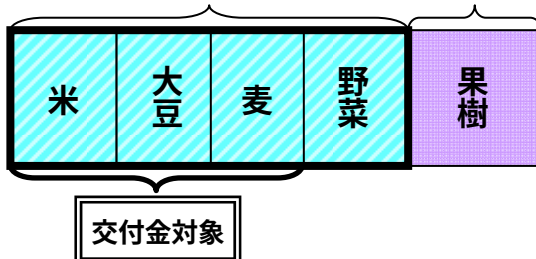
※ 「主な基幹作業」とは、水稻なら耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀、麦、大豆なら、耕起・整地、播種、収穫です。

なお、別の者に再委託した方が効率的経営に資することが明らかな場合は、これらの基幹作業のうち1作業を再委託することができます。

※ **農作業受託の面積は、委託契約書等の証拠書類で確認できるものに限り**ます。



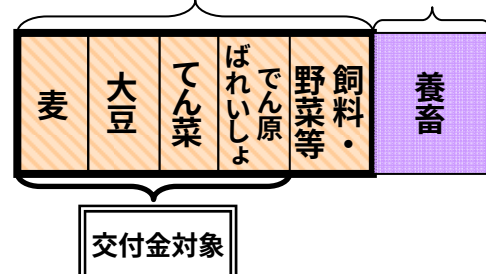
経営規模として算入できる面積 対象外



経営規模として算入できる面積



経営規模として算入できる面積 対象外



(凡例)

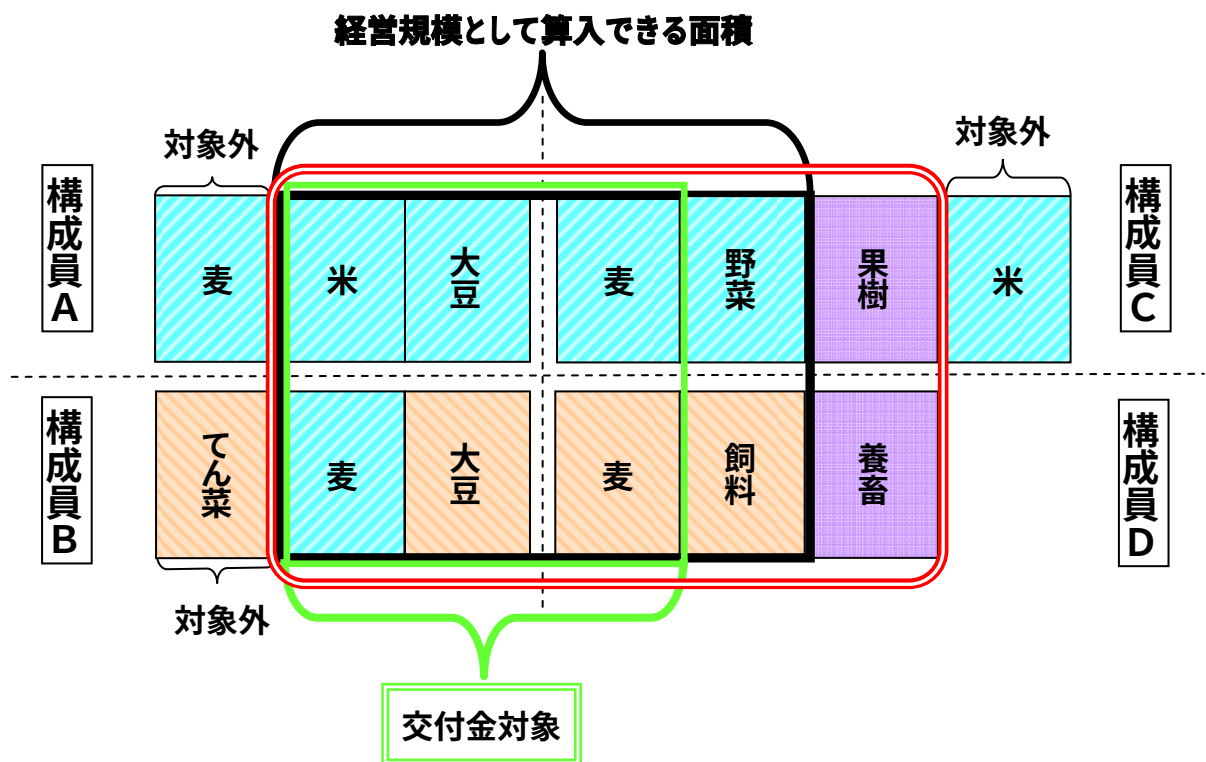


集落営農組織の場合の経営規模

○ 集落営農組織の経営規模は、

- (1) 組織の**構成員が権原を有する**農地基本台帳の現況地目が「田」と「畑」の面積（ただし、一元経理しているものに限ります。）
- (2) 農作業受託のうち、①**主な基幹作業**（水稻は基幹3作業以上）を受託し、②**収穫物の販売名義**があり、③**販売収入の処分権**を有している面積です。

なお、この「主な基幹作業」については、別の者に再委託した方が効率的経営に資することが明らかな場合は、これらの基幹作業のうち1作業を再委託することができます。



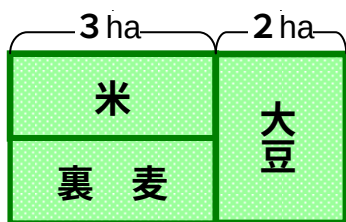
(凡例)



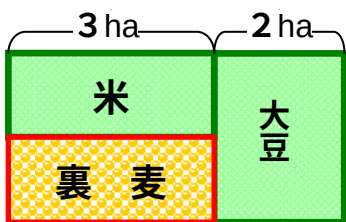
2毛作の場合の経営規模

- 2毛作が行われている農地の取扱いについては、
- (1) 表作と裏作を行っている者が**同じ場合には、その農業者の経営規模として、表作の面積と裏作の面積をダブル・カウントすることはできませんが、**
 - (2) 表作と裏作を行っている者が**異なれば、同一の農地であっても、表作の面積と裏作の面積をそれぞれの農業者の経営規模としてカウントすることができます。**

農業者A ➡ 5 ha (8 haとすることは不可)

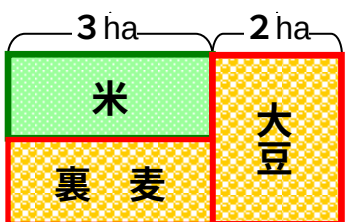


農業者B ➡ 5 ha



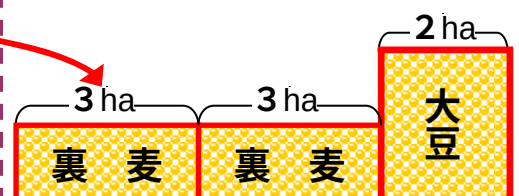
期間借地の場合、又は、
①主な基幹作業を受託し、
②販売名義と
③販売収入の処分権を
有する場合

農業者C ➡ 3 ha



(期間) 借地の場合、又は、
①主な基幹作業を受託し、
②販売名義と③販売収入
の処分権を有する場合

農業者D ➡ 8 ha



農地が少ない場合の特例

- 集落の農地が少ないなど物理的制約から規模拡大が困難な地域は、その度合いに応じて、経営規模要件が、
 - ① **基本原則** (4ha、10ha、20ha) の概ね8割 (64%) まで
 - ② **中山間地域の集落営農組織**は基本原則 (20ha) の5割 (つまり10ha) まで緩和されます。
- 具体的には、**都道府県知事からの申請に基づき、国が特例基準を設定します。**

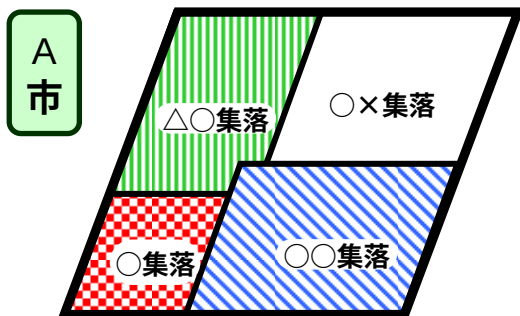
<特例基準の定め方 (ガイドライン)>

- 特例基準は、基本的に「**市町村**」単位で定めます。ただし、都道府県知事を選択により、「旧市町村」単位、「集落」単位とすることもでき、また、経済的同一性、地域的なつながり等がある場合は、「市町村を越える範囲」を1つの単位とすることもできます。
- 「特例基準＝**基本原則** (4ha、10ha、20ha) × **当該市町村等の格差率**」の計算式により、客観的に設定されます。

(注1) 格差率＝
$$\frac{\text{当該市町村等の1集落あたり田+畑の平均面積}}{\text{全国の1集落あたり田+畑の平均面積 (＝都府県25ha、北海道160ha)}}$$

(注2) **格差率は64% (中山間地域の集落営農組織の場合は50%) が下限**となります。

(注3) 「中山間地域」とは、中山間地域等直接支払の対象地域と同様です。なお、中山間地域とそれ以外の地域で別々の基準を定めようとする場合は、地域の単位を中山間地域とそれ以外の地域に分ける必要があります。



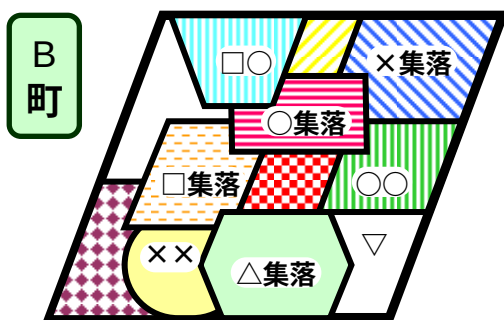
一集落当たりの「田・畑」の平均面積
40ha

A市の格差率

$$\frac{40\text{ha}}{25\text{ha}} = 160.00\% \quad (\text{全国平均})$$

特例なし

〔認定農業者 4ha
集落営農組織 20ha〕



一集落当たりの「田・畑」の平均面積
20ha

B町の格差率

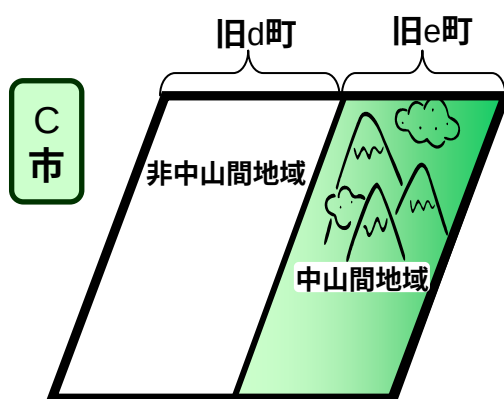
$$\frac{20\text{ha}}{25\text{ha}} = 80.00\% \quad (\text{全国平均})$$

○認定農業者

$$4\text{ha} \times 80.00\% = 3.2\text{ha}$$

○集落営農組織

$$20\text{ha} \times 80.00\% = 16.0\text{ha}$$



一集落当たりの「田・畑」の平均面積
18ha 15ha

旧d町の格差率

$$\frac{18\text{ha}}{25\text{ha}} = 72.00\% \quad (\text{全国平均})$$

○認定農業者

$$4\text{ha} \times 72.00\% = 2.9\text{ha}$$

○集落営農組織

$$20\text{ha} \times 72.00\% = 14.4\text{ha}$$

旧e町の格差率

$$\frac{15\text{ha}}{25\text{ha}} = 60.00\% \quad (\text{全国平均})$$

○認定農業者

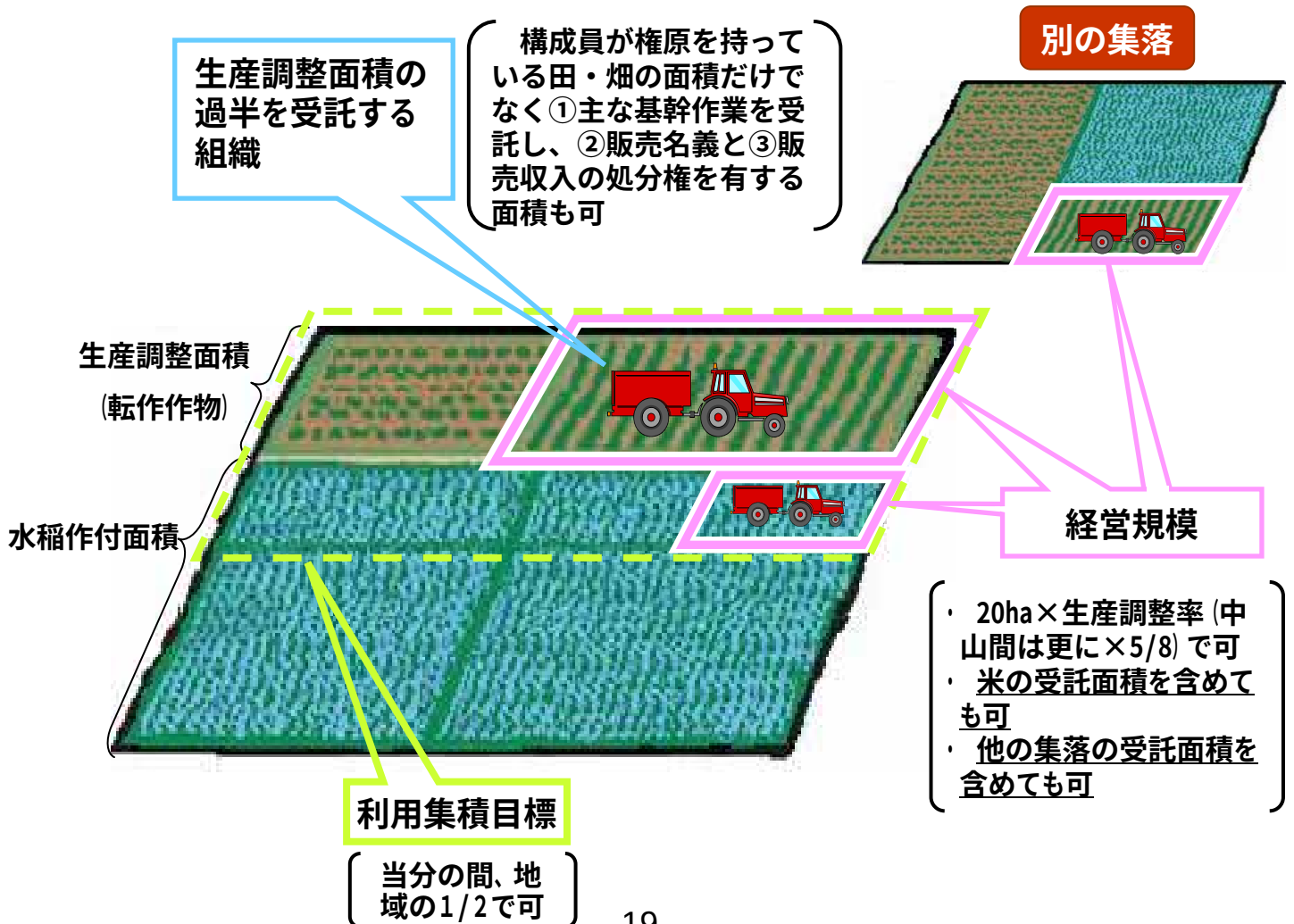
$$4\text{ha} \times \frac{64.00\%}{(\text{下限})} = 2.6\text{ha}$$

○集落営農組織

$$20\text{ha} \times 60.00\% = 12.0\text{ha}$$

生産調整組織の場合の特例

- 地域の生産調整面積の過半を受託する組織については、
 - (1) 当分の間、農用地の利用集積目標を「**2／3以上**」→「**1／2以上**」(この特例は特定農業団体には適用されません)
 - (2) 経営規模要件を **20ha×生産調整率(7haを下限)** まで(中山間地域は、**20ha×生産調整率×5／8(4haを下限)** まで)
 に緩和できるので、転作の麦・大豆のみを作業受託している組織も対象となりやすくなっています。
 - ・ この特例を受けようとする組織は、当該組織が転作作物の農作業を受託している面積が、地域(P.11の※と同じ意味です。)の田面積から地域の水稲作付面積を差し引いた面積の半分以上を超えていることを証明する資料を提出する必要があります。
 - ・ (2)については、**都道府県知事からの申請に基づき、国が具体的に特例基準を設定します。**
- また、①**主な基幹作業**を受託し、②収穫物の**販売名義**があり、③**販売収入の処分権**を有している面積を経営規模として算入できるので、権原を持たない作業受託組織も対象となることができます。



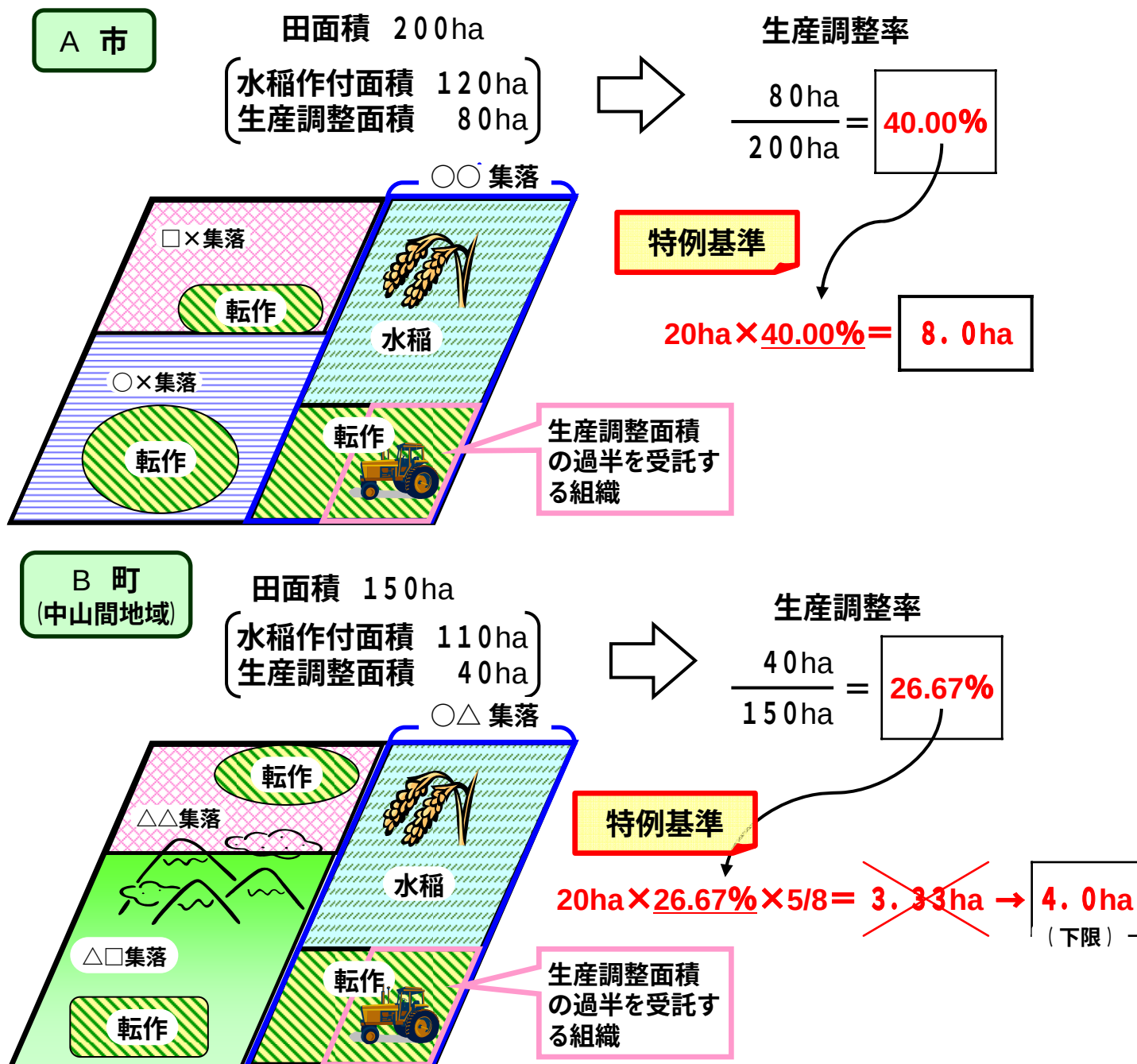
＜特例基準の定め方（ガイドライン）＞

- 特例基準は、基本的に「市町村」単位で定めます。ただし、都道府県知事を選択により、「旧市町村」単位、「集落」単位とすることもでき、また、経済的同一性、地域的なつながり等がある場合は、「市町村を越える範囲」を1つの単位とすることもできます（この場合、生産調整率を証明する資料が必要です）。
- 「特例基準＝基本原則（20ha）×当該市町村等の生産調整率（中山間地域は更に×5／8）」の計算式により、客観的に設定されます。

（注1） 生産調整率＝ $\frac{\text{当該市町村等の田面積} - \text{当該市町村等の水稻作付面積}}{\text{当該市町村等の田面積}}$

（注2） 特例基準は7ha（中山間地域は4ha）が下限となります。

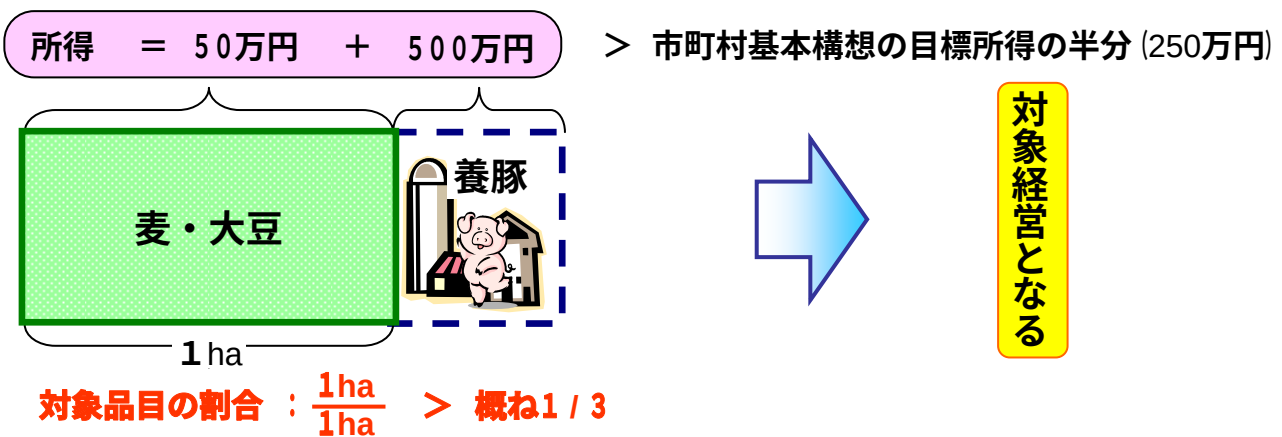
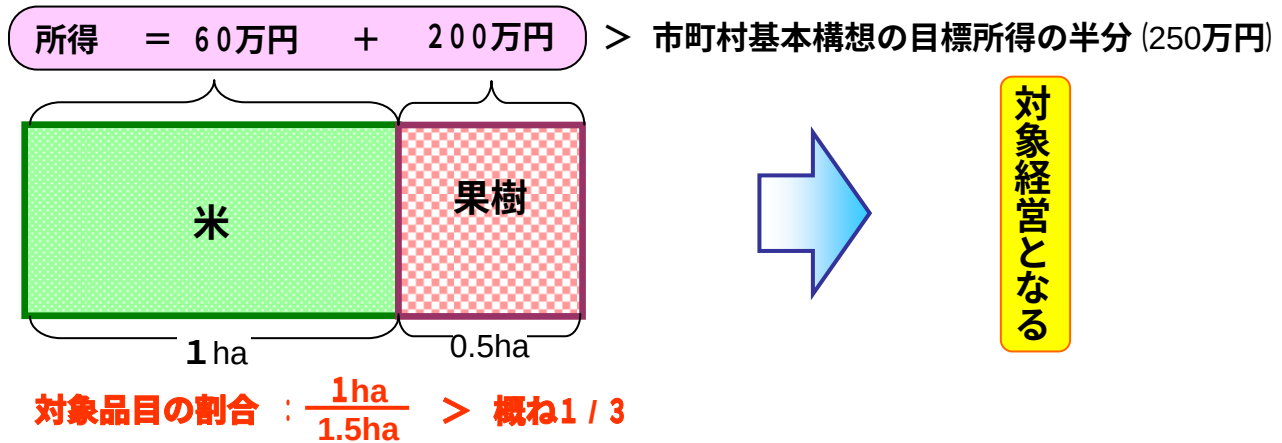
（注3） 「中山間地域」とは、中山間地域等直接支払の対象地域と同様です。なお、中山間地域とそれ以外の地域で別々の基準を定めようとする場合は、地域の単位を中山間地域とそれ以外の地域に分ける必要があります。



所得確保の場合の特例

- 小規模であっても、有機栽培や複合経営等により、
- ① **農業所得** (米、麦、大豆のほか、果樹や畜産等を含みます) が**市町村基本構想の目標所得の半分以上**
 - ② **対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模** (農地基本台帳の現況地目が「田」、「畑」のほか「樹園地」の面積を含みますが、「採草放牧地」は含みません。) の**概ね1/3 (27%) 以上**
- の経営は、経営安定対策の対象となります。

(注) 例えば、市町村基本構想の目標所得が500万円の場合



○ この特例を受けようとする方は、

- ① **農業所得を証明する公的な書類** (税務署の受付印のある確定申告書B (控え)などを農業所得を証明する公的書類とみなします)
- ② 対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模の**概ね1／3 (27%) 以上であることを証明する書類**を提出する必要があります。

○ なお、集落営農組織の場合は、

- ① **主たる従事者が集落営農組織から受け取る農業所得**が市町村基本構想の目標所得の半分を超え、
- ② **集落営農組織**の対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、集落営農組織全体の農業収入、農業所得又は経営規模の**概ね1／3 (27%) 以上**であることを証明する書類を提出する必要があります。

経営安定対策の対象となるには
「国が定める環境規範を遵守すること」が必要です

- 次の7項目について、**農業者自らが実行状況を点検し、点検シートを提出**すれば足り
ます。

農業環境規範

1 土づくりの励行



2 適切で効果的・効率的な施肥



3 効果的・効率的で適正な防除



4 廃棄物の適正な処理・利用



5 エネルギーの節減



6 新たな知見・情報の収集



7 生産情報の保存



チェック欄

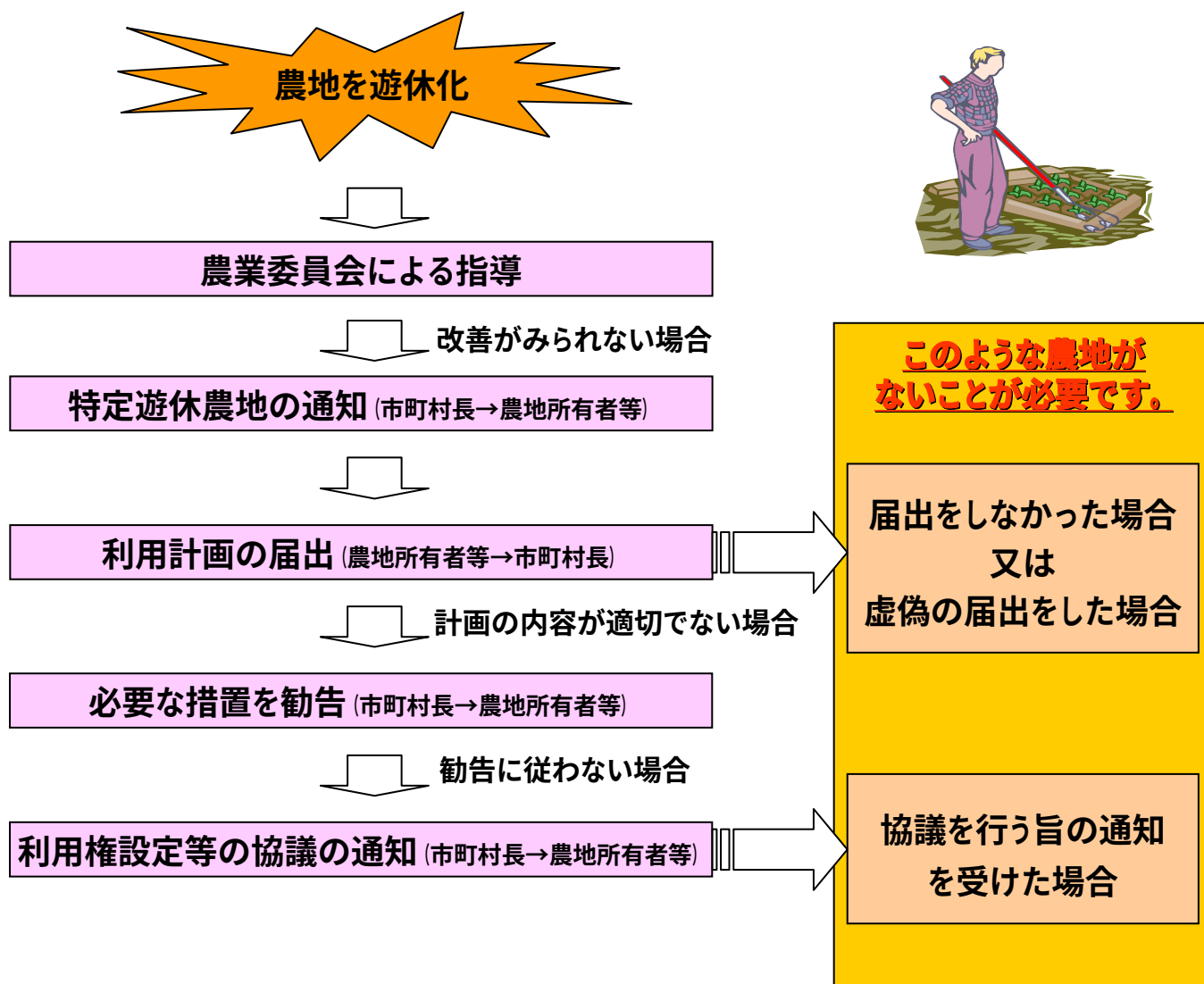


経営安定対策の対象となるには
「対象農地を農地として利用すること」が必要です

- 経営規模の算入の対象となる農地のうちに、次の措置を受けた農地がなければ足りません。

※ 交付金の交付申請の際に、自己申告していただきます。

<農業経営基盤強化促進法に基づく措置>



諸外国との生産条件格差から生じる 不利を補正するための対策

- 担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分（諸外国との生産条件格差から生じる不利）を補う対策を実施します。

(生産条件不利補正対策)

<対象品目>

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目

〔 ※ ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の麦・大豆は支援対象外です。 〕

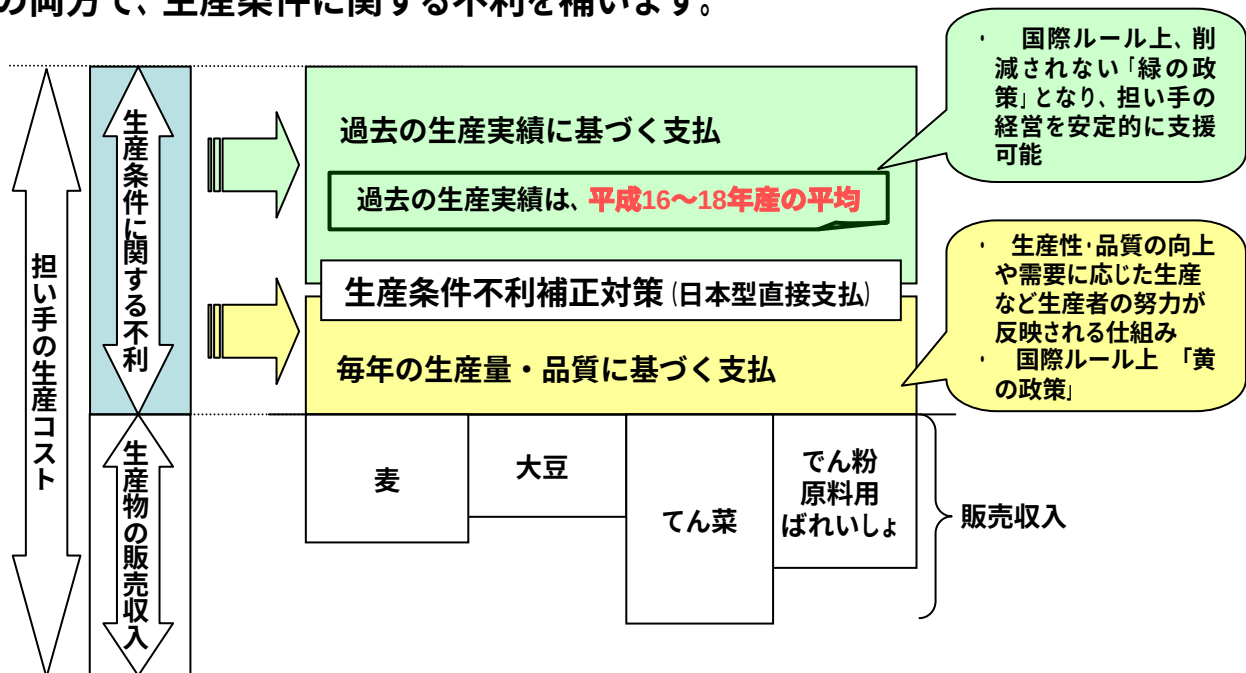
<具体的内容>

品目ごとの担い手の生産コストと販売収入の差額に着目して、

① 各経営体の過去の生産実績に基づく支払と

② 毎年の生産量・品質に基づく支払

の両方で、生産条件に関する不利を補います。



「過去の生産実績に基づく支払」の **面積当たり単価** と「毎年の生産量・品質に基づく支払」の **数量当たり単価** を合わせた水準は、現行対策とほぼ同じです

(円/10a, kg/10a)

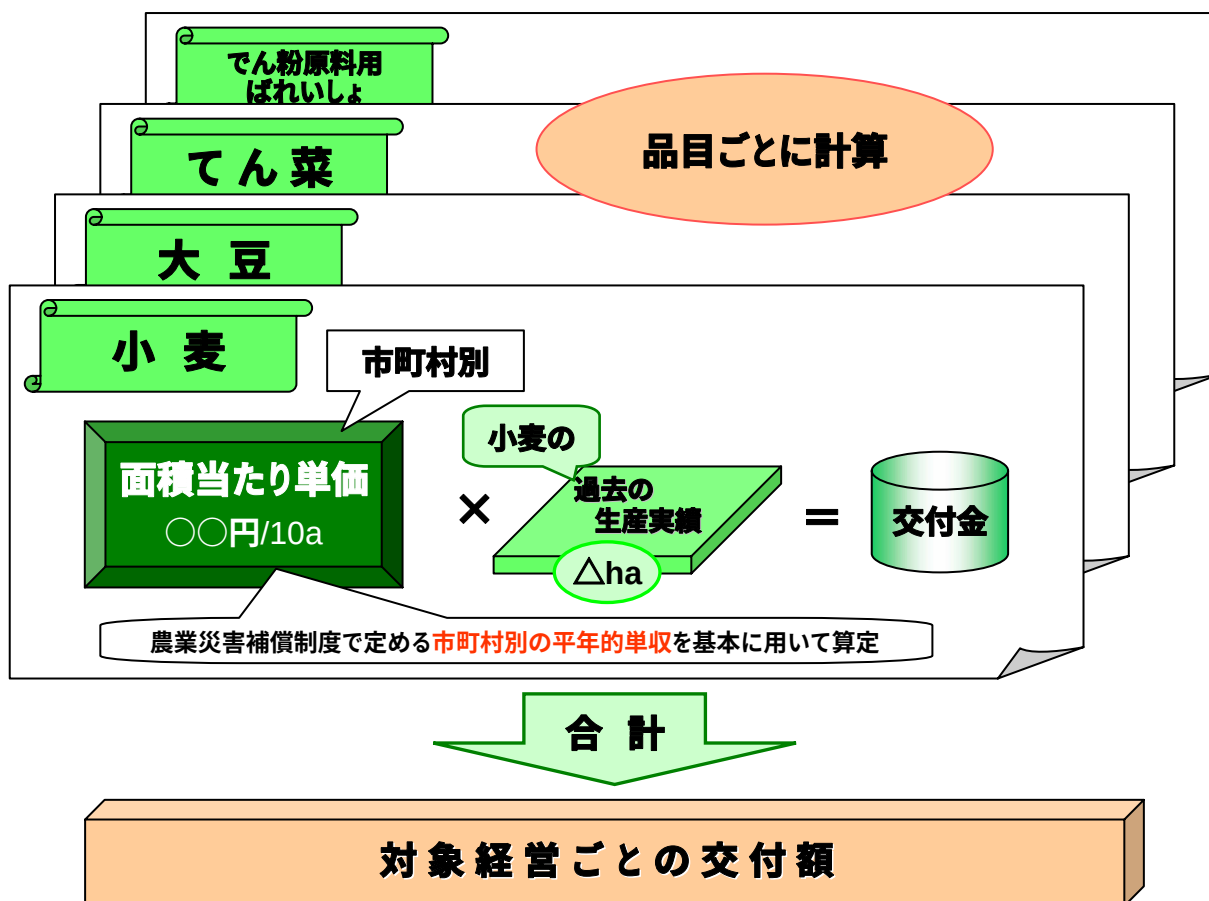
	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
水 準	40,400	32,200	28,000	35,700	28,900	41,300	52,900
全国の平均的単収	388	362	322	333	203	5,760	4,350

注1：全国の平均的単収と同一水準の市町村の場合であって、標準的な品質のものを生産した場合の水準です。

注2：二条大麦及び六条大麦は、それぞれ普通大粒大麦及び普通小粒大麦のことです。

過去の生産実績に基づく支払の交付額

- 対象品目ごとに、**面積当たりの単価**と**過去の生産実績**を掛け合わせ、全品目の合計が交付額となります。
 - ・ **面積当たりの単価**は、市町村の平年的単収を踏まえ、**市町村別に設定**します（これにより、これまでの生産性向上努力や支払実績が反映）。
 - ・ **過去の生産実績**は、**基準期間（平成16～18年）の生産量（麦作経営安定資金などの支援対象数量）**を市町村の実単収で割って**面積に換算**します。
- 19年以降、野菜など他の作物に転換しても、同じ金額を受けることができます。
- 19年以降、生産調整が拡大されたり新規参入をしたことにより、過去の生産実績がない場合は、別途支援が行われます。（P.47）



<面積当たり単価>

(単位:円/10a)

	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
面積当たり単価	27,740	21,070	18,290	23,750	20,230	28,910	37,030

注: 全国の平均的単収と同一水準の市町村の場合。

※ 各市町村の面積当たり単価は、各地方農政事務所等で縦覧されているほか、農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>) を御覧下さい。

過去の生産実績の算定方法

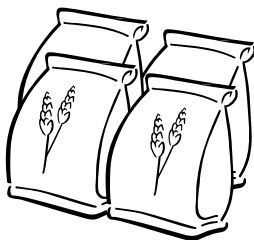
- 「過去の生産実績」は、出荷実績に基づいて算定されることから、一筆一筆の農地ごとに設定されるものではなく、**農業者単位に設定**されます（「過去の生産実績」は、市町村の実単収が反映されることから、実際の農地面積と必ずしも一致しません）。



Aさんの生産実績

基準期間（平成16～18年）中、毎年 **8ha** ずつ作付けしていました

16年の出荷実績



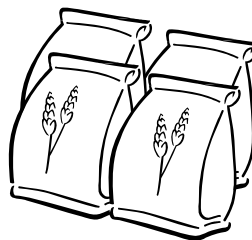
27,720kg

市町村の
実単収
330kg/10a

（面積換算した実績）
 $27,720\text{kg} \div 330\text{kg}/10\text{a}$

= 8.4ha

17年の出荷実績



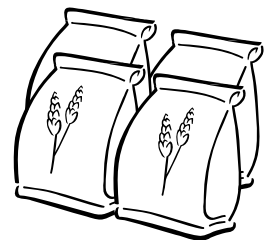
22,320kg

市町村の
実単収
240kg/10a

（面積換算した実績）
 $22,320\text{kg} \div 240\text{kg}/10\text{a}$

= 9.3ha

18年の出荷実績



23,520kg

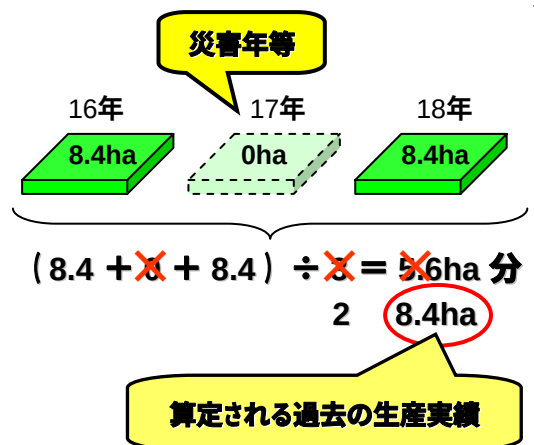
市町村の
実単収
280kg/10a

（面積換算した実績）
 $23,520\text{kg} \div 280\text{kg}/10\text{a}$

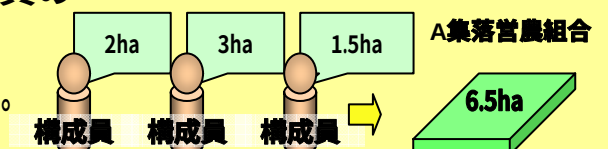
= 8.4ha

Aさんの「過去の生産実績」： $(8.4 + 9.3 + 8.4) \div 3 = \mathbf{8.7ha}$ 分

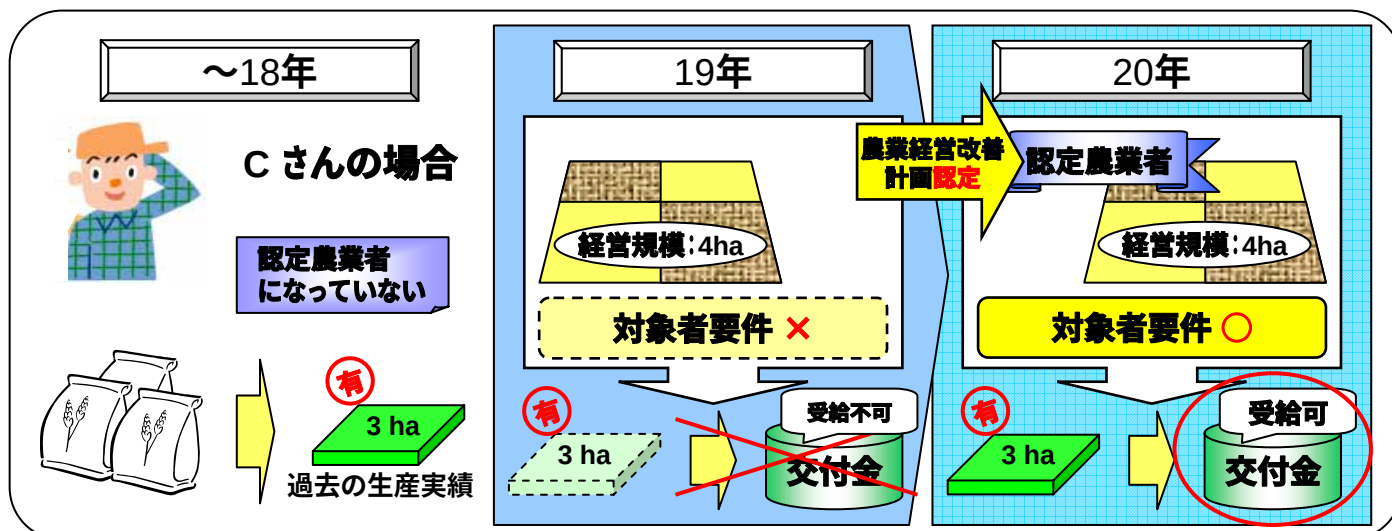
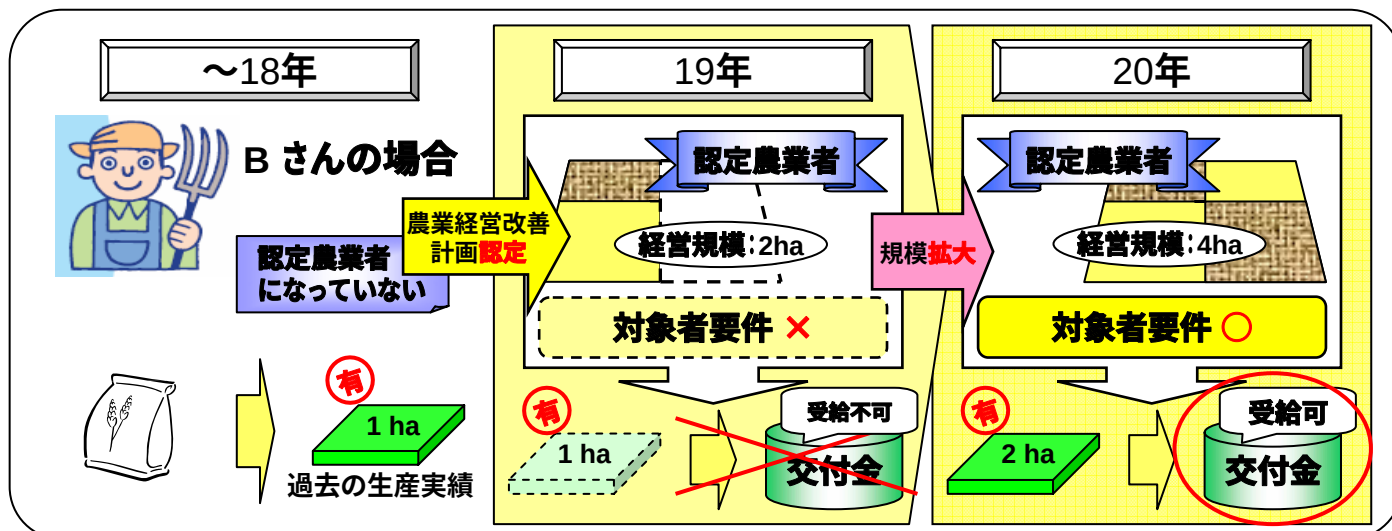
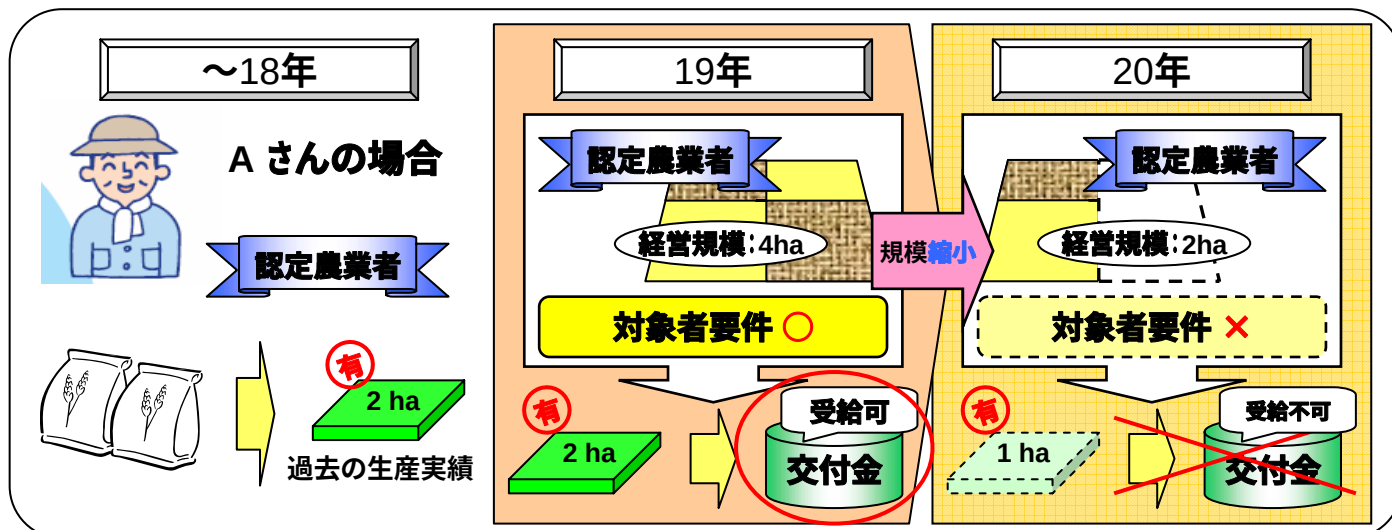
基準期間中に、災害や土地改良事業の実施等により対象品目の生産ができなかった年があった場合は、その年を除いて過去の生産実績を算定することができます。



- 集落営農組織の過去の生産実績は、構成員の
の有する過去の生産実績の合計値 となります。



- 「過去の生産実績」は、対象者要件を満たしているか否かにかかわらず、**基準期間(平成16～18年)に対象品目を生産していれば持つことができます。**
- ただし、「過去の生産実績に基づく支払」を受けるには、**対象者要件を満たしている必要があります**(対象者要件を満たしていない年は、「過去の生産実績」を持っていても支払を受けられません)。



過去の生産実績の移動の考え方

- 過去の生産実績は、以下のルールの下で他の農業者に移動させることができます。

ルール① 田又は畑の**権利移動**あるいは**農作業受託**を行った場合に限り、移動させることができます。

ルール② 移動は、**当事者間での合意に基づき**行われるものとします。

ルール③ 移動量は、**以下の基準の範囲内で任意に設定**できます。

<基準① 移動できる過去の生産実績> 以下の式で計算される値の範囲内とします。

$$1 \text{ 又は } \left(\begin{array}{l} \text{出し手の有する} \\ \text{過去の生産実績} \\ \text{出し手の田又は} \\ \text{畑あるいは農作} \\ \text{業受託の合計面} \\ \text{積} \end{array} \right) \text{ のいずれか } \times \text{ 移動する田又は畑あるいは農作業受託の面積}$$

大きい方

例 出し手の田又は畑の合計面積 ... 10ha
うち、移動する田又は畑の面積 ... 7ha

事例1 出し手の有する過去の生産実績 ... 8ha
移動できる過去の生産実績上限 $1 \times 7 = 7\text{ha}$

事例2 出し手の有する過去の生産実績 ... 15ha
移動できる過去の生産実績上限 $\frac{15}{10} \times 7 = 10.5\text{ha}$

<基準② 移動後に出し手に残る過去の生産実績> 以下の式で計算される値の範囲内とします。

$$1 \text{ 又は } \left(\begin{array}{l} \text{移動前の過去の} \\ \text{生産実績} \\ \text{移動前の田又は} \\ \text{畑あるいは農作} \\ \text{業受託の合計面} \\ \text{積} \end{array} \right) \text{ のいずれか } \times \text{ 移動後の田又は畑あるいは農作業受託の面積}$$

大きい方

例 移動前の田又は畑の合計面積 ... 10ha
移動後の田又は畑の合計面積 ... 4ha

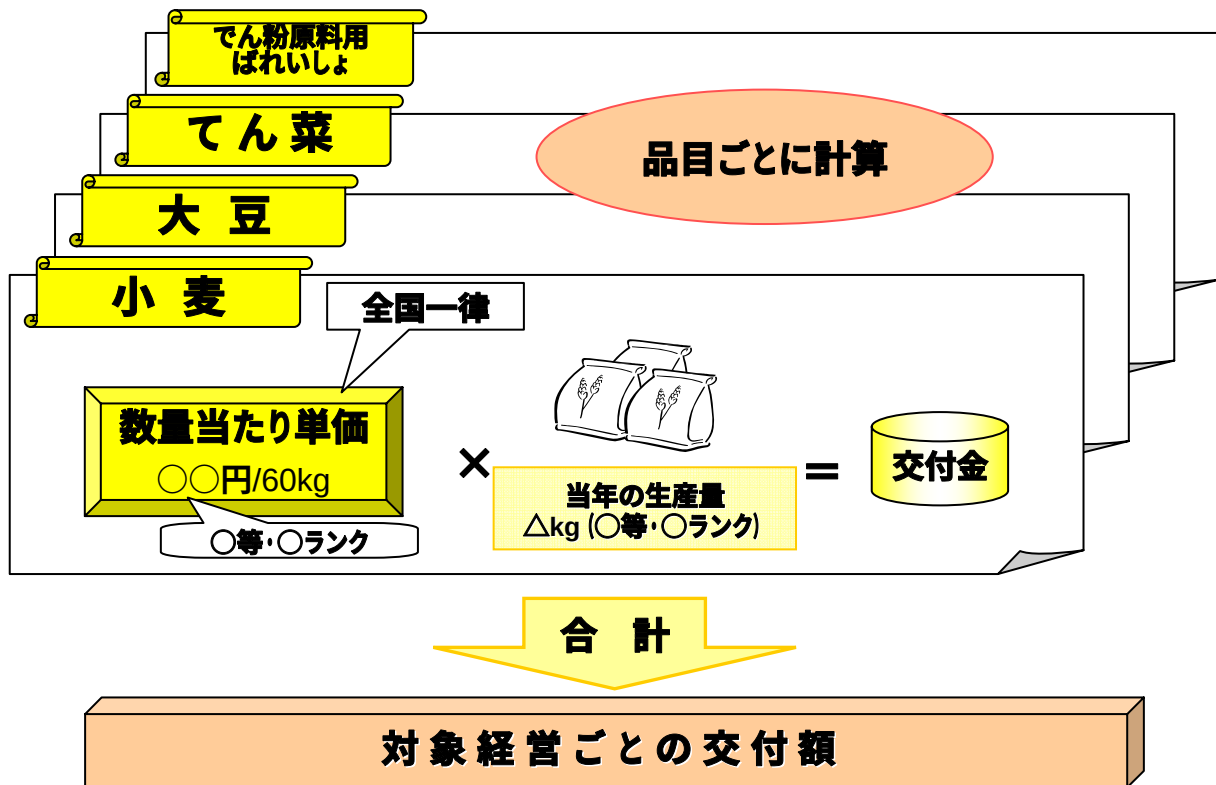
事例1 移動前の過去の生産実績 ... 8ha
移動後に残る過去の生産実績上限 $1 \times 4 = 4\text{ha}$

事例2 移動前の過去の生産実績 ... 15ha
移動後に残る過去の生産実績上限 $\frac{15}{10} \times 4 = 6\text{ha}$

毎年の生産量・品質に基づく支払の交付額

○ 対象品目ごとに、**数量当たりの単価**と**当年の生産量**を掛け合わせ、全品目の合計が交付額となります。

- ・ **数量当たりの単価**は、**品質に応じた格差を設定**します。
- ・ **数量当たりの単価**は、**当面3年間固定**されます（生産性の向上分は、担い手に還元されることになります）。



<数量当たり単価>

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (60kg当たり)	2,110	1,610	1,460	1,402	950	450	300	242
二条大麦 (50kg当たり)	1,671	1,254	1,129	1,079	705	288	163	113
六条大麦 (50kg当たり)	1,642	1,225	1,100	1,048	676	259	134	82
はだか麦 (60kg当たり)	2,305	1,805	1,655	1,572	1,145	645	495	412

注1：毎年の生産量・品質に基づく支払いの単価を定める品質評価基準については、
 ①小麦：たんばく、容積重、灰分、フォーリングナンバーの4つの評価項目（ただし、醸造用については、たんばく3項目、容積重）
 ②二条大麦：容積重、細麦率、白度、正常粒率の4つの評価項目（ただし、麦茶用については、たんばく3項目、細麦率。※六条大麦・はだか麦の麦茶用も同じ）
 ③六条大麦・はだか麦：容積重、細麦率、白度、硝子率の4つの評価項目
 の基準値のうち、3つ以上達成したものがAランク、2つ達成でBランク、1つ達成でCランク、全て未達成でDランクとなる。
 注2：品質区分別単価は、昨年の畑作物価格時に見直すことが決定された品質評価基準の見直し及び流通コスト助成廃止に伴う調整を反映し設定。

品質区分 (等級)	銘柄等大豆				小粒化等大豆
	1等	2等	3等	特定加工用	1～3等
大豆	3,168	2,736	2,304	1,872	1,872

注1：銘柄等大豆の「等」とは、産地品種銘柄となっていない品種であるが、新品種として導入中のもの又は特定の需要者との結びつきが認められるもの。
 注2：小粒化等大豆とは、大・中粒品種のうち生育不良で小粒化したもの（小粒・極小粒品種のうち、規格の粒度を超えたこと等により、産地品種銘柄とならなかったものを含む）。

品質区分 (糖度)	← (0.1度ごと)	17.1度	→ (0.1度ごと)
	▲ 67	2,150	+ 67
てん菜			

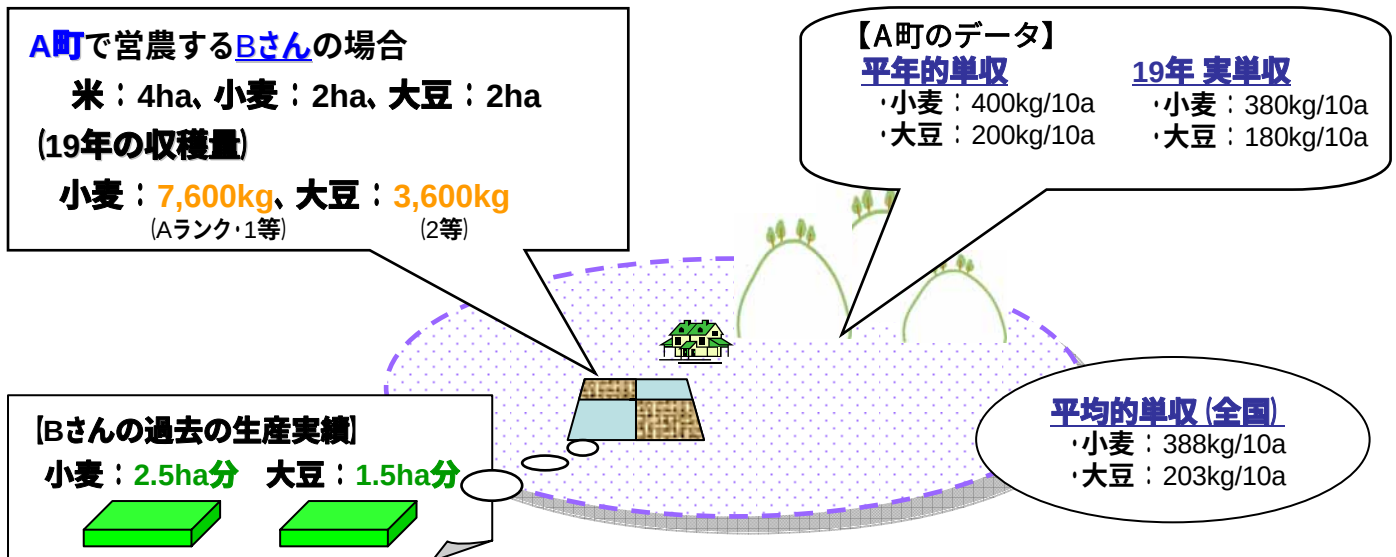
品質区分 (でん粉含有率)	← (0.1%ごと)	17.4%	→ (0.1%ごと)
	▲ 70	3,650	+ 70
でん粉原料用 ばれいしょ			

注：でん粉含有率は、ライマン値検査の値を純でん粉ベース（歩留りに0.82を乗じる）に補正したもの。

※ 品質区分の詳細については、農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>) を御覧下さい。

生産条件不利補正対策のモデル試算例

- 〇 〇〇県A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）の場合の試算例。
- 〇 この例では、生産者は約145万円の交付金が受け取れます。



<過去の生産実績に基づく支払>

	A町の面積当たり単価	過去の生産実績		Bさんへの支払額
小麦	28,598円/10a	2.5ha分	= 715千円	1,014千円
大豆	19,931円/10a	1.5ha分	= 299千円	

交付金額 →

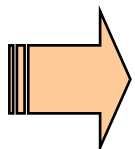
(参考) A町の面積当たり単価の算出方法

小麦	27,740円/10a (平均的単収における単価)	÷ 388kg/10a × 400kg/10a	= 28,598円/10a
大豆	20,230円/10a (平均的単収における単価)	÷ 203kg/10a × 200kg/10a	= 19,931円/10a

<毎年の生産量・品質に基づく支払>

	数量当たり単価	その年の生産量		Bさんへの支払額
小麦	2,110円/60kg (Aランク・1等)	7,600kg	= 267千円	431千円
大豆	2,736円/60kg (2等)	3,600kg	= 164千円	

交付金額 →



このケースでは、合計で **1,445千円** の交付金が受け取れます。

収入の減少による影響緩和のための対策

- 担い手の販売収入の減少が経営に及ぼす影響が大きい場合に、その影響を緩和する対策を実施します。**(収入減少影響緩和対策)**

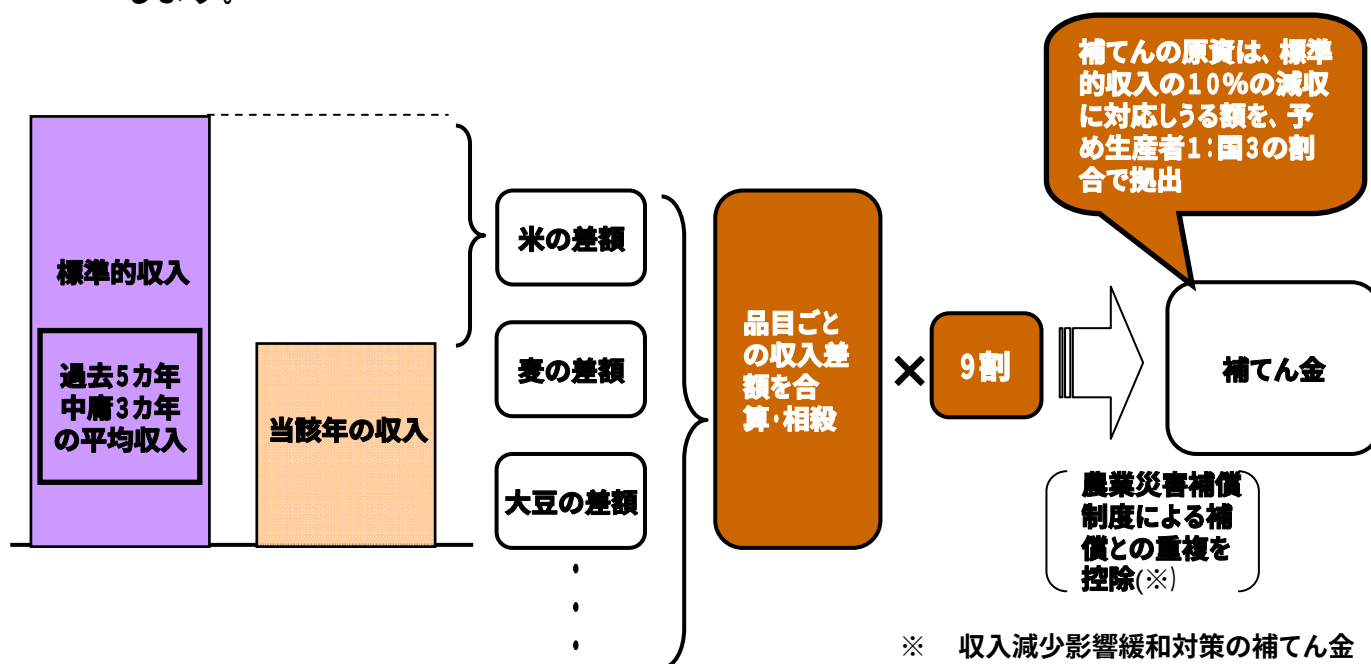
<対象品目>

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目

- ※ ただし、**ビール麦、黒大豆、種子用の米・麦・大豆**は支援対象外です。
- ※ 収入減少影響緩和対策に加入しようとする場合は、上記5品目について、生産・販売する全ての面積について加入する必要があります。
(例えば、米、麦、野菜を生産している場合は、生産・販売する米及び麦全てについて加入することが必要)

<具体的内容>

品目ごとの基準期間の平均収入(標準的収入)と当該年の収入の差額を合算・相殺し、減収額の9割について、生産者と国による拋出の範囲内で補てんします。



※ 収入減少影響緩和対策の補てん金は、農業災害補償制度の全相殺方式の最高補償割合のものに加入しているとの前提で算定されますので、農業災害補償制度も積極的に活用することが重要です。

現行対策と比較した収入減少影響緩和対策のメリット

- 収入減少影響緩和対策は、現行対策（米の担い手経営安定対策など）に比べて
 - ① 対象品目が拡大される
 - ② 生産者の負担が軽減される
 といったメリットがあります。
- 米については、担い手以外の農家に対しても、生産調整に取り組めば、産地づくり対策の中で価格下落等の影響を緩和する対策（稲作構造改革促進対策）※が行われますが、これは21年までの当面の措置であり、しかも3年の期間中に漸減することとなっているので、米農家としては、その間に担い手になることが重要です。

※ 支援の単価は、地域毎に決めることとなりますが、算定上は、一般部分4,000円/10aのほか、担い手への集積に取り組む場合は3,000円/10aを加算し、現行の稲作所得基盤確保対策（6,400円/10a）程度としています。

現行対策

収入減少影響緩和対策

対象品目の拡大

米

大豆

のみ

米、麦、大豆、てん菜、
でん粉原料用ばれいしょ

< 品目別の影響緩和対策 >

< 経営全体に着目した影響緩和対策 >

※ 米：稲作所得基盤確保対策（稲得）、担い手経営安定対策（担経）
大豆：大豆作経営安定対策

生産者負担の軽減

担 経

〔生産者：国＝1：3〕

稲 得

〔生産者：国＝1：1＋300円〕

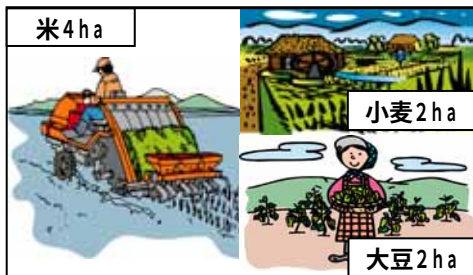
1：2

1：3

- 現行の担経は、稲得の上乗せ措置として講じられているので、
 - ① 稲得の補てん金相当額は、担経の補てん金から控除される
 - ② 稲得が発動しないと、担経も発動されない
 という仕組みになっていました。
- 今回の収入減少影響緩和対策では、これらの対策が一本化されますので、現行対策のような調整はありません。

収入減少影響緩和対策のモデル試算例

- 米4ha、小麦2ha、大豆2haの農家について、米・小麦の価格が10%下落、大豆の価格が10%上昇、米・麦・大豆の収量に変動がなかった場合の試算例。
- この例では、生産者は14万円の抛出で、50万円の補てんが受けられます。



生産者の抛出額

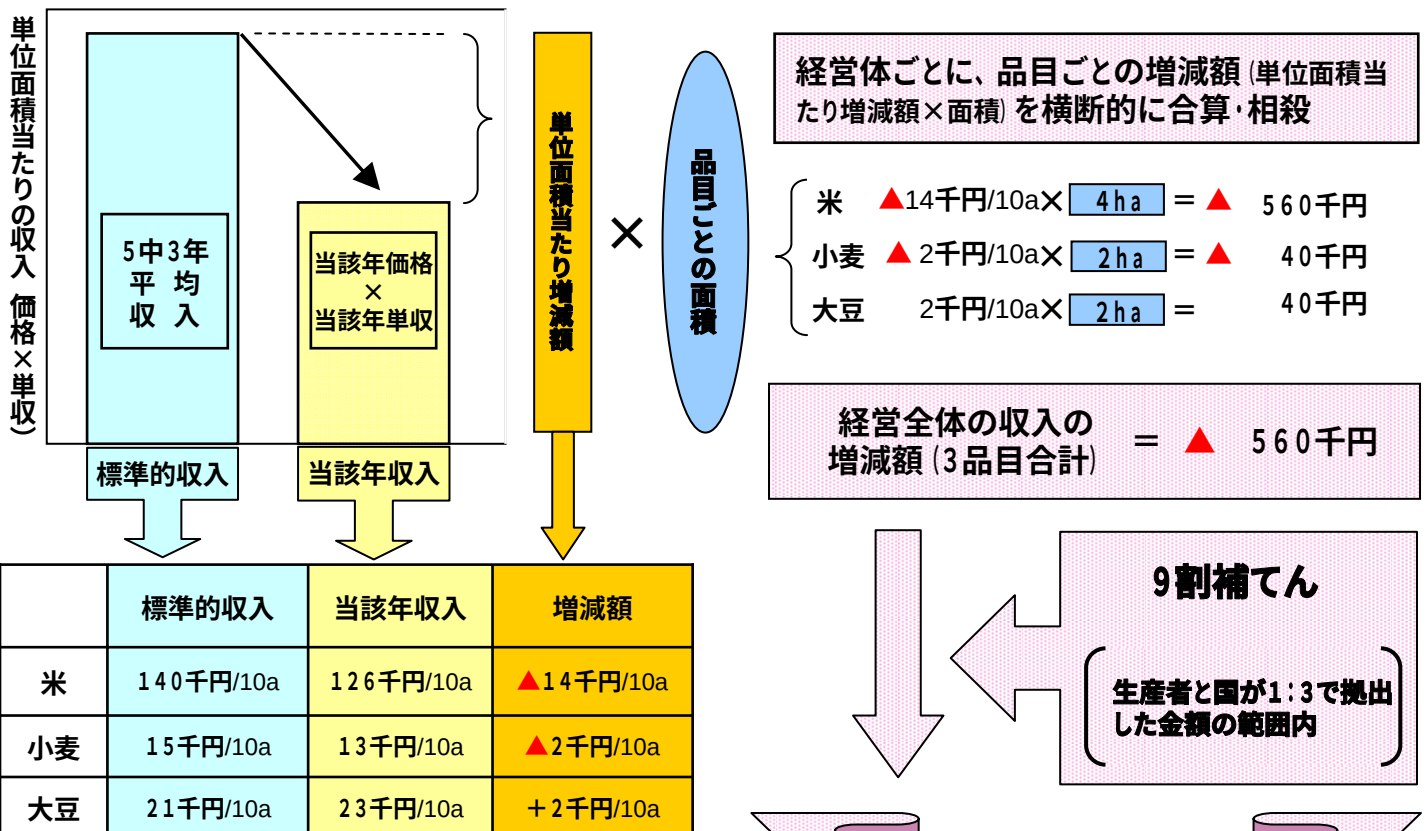
= 品目ごとの「標準的収入×面積」の合計×10%×9割×1/4

$$\left. \begin{array}{l} \text{米} \quad 140\text{千円}/10\text{a} \times 4\text{ha} = 5,600\text{千円} \\ \text{小麦} \quad 15\text{千円}/10\text{a} \times 2\text{ha} = 300\text{千円} \\ \text{大豆} \quad 21\text{千円}/10\text{a} \times 2\text{ha} = 420\text{千円} \end{array} \right\} \times 10\% \times 9\text{割} \times 1/4 = 142\text{千円}$$

したがって、左のモデルの生産者抛出は、**142千円**

(注) 補てん原資は、生産者1:国3の割合で抛出するので、補てん原資の1/4が生産者の抛出額となります。

【都道府県ごと品目ごとの平均指標で設定】



注1: 標準的収入 (仮定)

①米 : 価格16,000円/60kg、単収525kg/10aで算定

②小麦 : 価格2,400円/60kg、単収370kg/10aで算定

③大豆 : 価格7,000円/60kg、単収180kg/10aで算定

注2: 標準的収入、当該年収入は、正式にはそれぞれ19年春、20年春に各都道府県別に決定されます。

- 収入減少影響緩和対策の補てんは、品目ごとの収入差額を合算・相殺します。
- したがって、同一の都道府県で同じ品目を作付けしている場合であっても、品目の作付面積の違いにより、補てん金は異なります。

××県における品目ごとの収入の増減

米 ▲1,000円／10a、小麦 +1,000円／10a
と仮定。

農家Aさん (米 8ha、小麦 2ha)

米の収入差額
▲80,000円

小麦の収入差額
+20,000円

合算
相殺

▲60,000円 × 9割 =

補てん金
54,000円

農家Bさん (米 5ha、小麦 5ha)

米の収入差額
▲50,000円

小麦の収入差額
+50,000円

合算
相殺

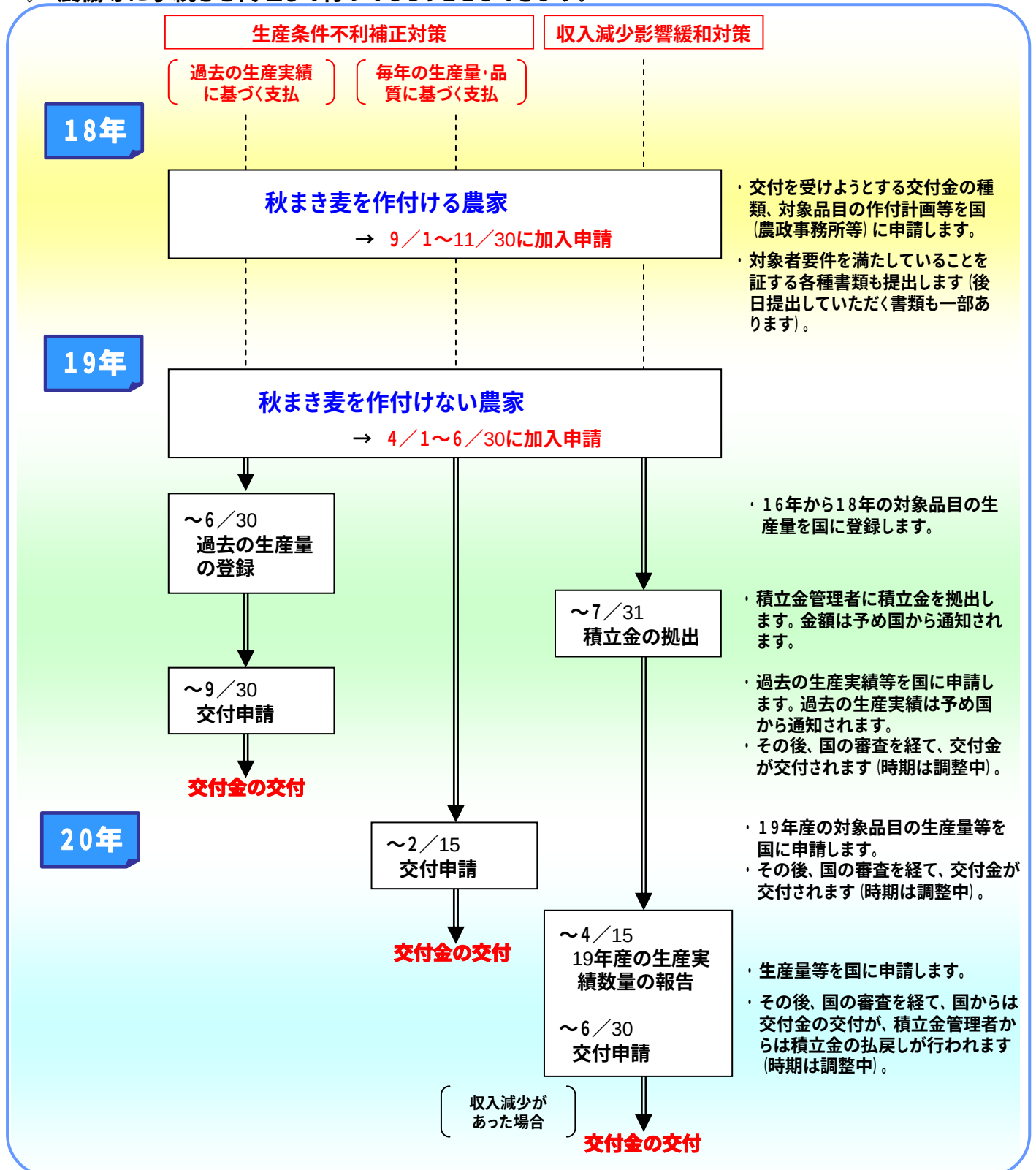
0円 × 9割 =

補てん金
0円

※ 積立金に残額がある場合は翌年度に繰り越されます。

新たな経営安定対策の加入手続

- ◇ 19年産の手続きは次のとおりです。
- ◇ 農協等に手続きを代理して行ってもらうこともできます。



(注) 秋まき麦を作付ける農家で、収入減少影響緩和対策に加入せず、生産条件不利補正対策のみ加入する場合は、加入申請は19年4月1日~6月30日となります。

19年産の経営安定対策に加入していなくても、20年産以降加入することは可能です。

20年産以降の秋まき麦を作付ける農家の加入申請は、6月1日~8月31日に早まります。

- 加入手続きに必要な書類(主なもの)は、次のとおりです。
- 用紙や書き方の例は、農政事務所等に用意してあります。
- 書類の作成・準備等に当たっては、関係機関が支援しますので、市町村、農協、担い手協議会等にご相談下さい。

加入申請書

(加入申請時に提出します。)

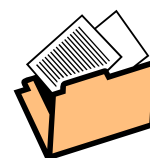


次の事項を記載します。

- ◇ 氏名、住所、交付金振込口座番号
- ◇ 経営規模(①権原を有する面積、②主な基幹作業を受託し、販売名義と販売収入の処分権を有する面積)
- ◇ 規模要件の特例の希望
- ◇ 交付を受けようとする交付金の種類
- ◇ 対象品目の作付計画 等

対象者要件の確認書類

(一部を除き、加入申請時に提出していただきます。)



- 認定農業者又は一定の条件を満たす集落営農組織であることを証する書類
 - 〈認定農業者の場合〉
 - ・ 農業経営改善計画認定書の写し
 - 〈特定農業団体の場合〉
 - ・ 特定農用地利用規程認定書の写し
 - ・ 構成員一覧
 - 〈特定農業団体と同様の要件を満たす組織の場合〉
 - ・ 農用地の利用集積を図る地域の地図、総面積、集積目標面積等を記載した書類
 - ・ 定款又は規約の写し
 - ・ 経理の一元化を証する書類(通帳の写し等)
 - ・ 農業生産法人となる計画書(主たる従事者の氏名(人数)・所得目標等も記載)
 - ・ 構成員一覧
- 経営規模を証する書類
 - ・ 農地基本台帳の写し(加入申請後の8月1日～9月30日の日付のもの)
 - ・ 農作業受委託契約書の写し(農作業受託面積を経営規模に算入する場合)
 - ・ 地域の生産調整面積の過半を受託することを証する書類(生産調整に応じた特例の場合)
 - ・ 農業所得を証明する公的な書類(所得に応じた特例の場合)
- 環境規範を遵守することを証する書類(加入申請後、対象品目の収穫後に提出します)
 - ・ 農業環境規範点検シート

なお、対象者の要件は、

① 秋まき麦を作付ける農家は、その収穫前年の11月30日から交付金の交付決定までの期間

② その他の農家は、対象品目の収穫年の6月30日から交付金の交付決定までの期間

満たしておく必要があります。

この時期までに要件を満たさなかったり、期間中要件を欠くこととなった場合は、交付金は支払われません。

(注) 秋まき麦を作付ける農家で、収入減少影響緩和対策に加入せず、秋まき麦について毎年の生産量・品質に基づく支払も受けない場合は、②の期間となります。

※ その他、過去の生産量の登録や交付金の交付申請等の際にも別に必要な書類があります。

詳しくは、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>)を御覧下さい。

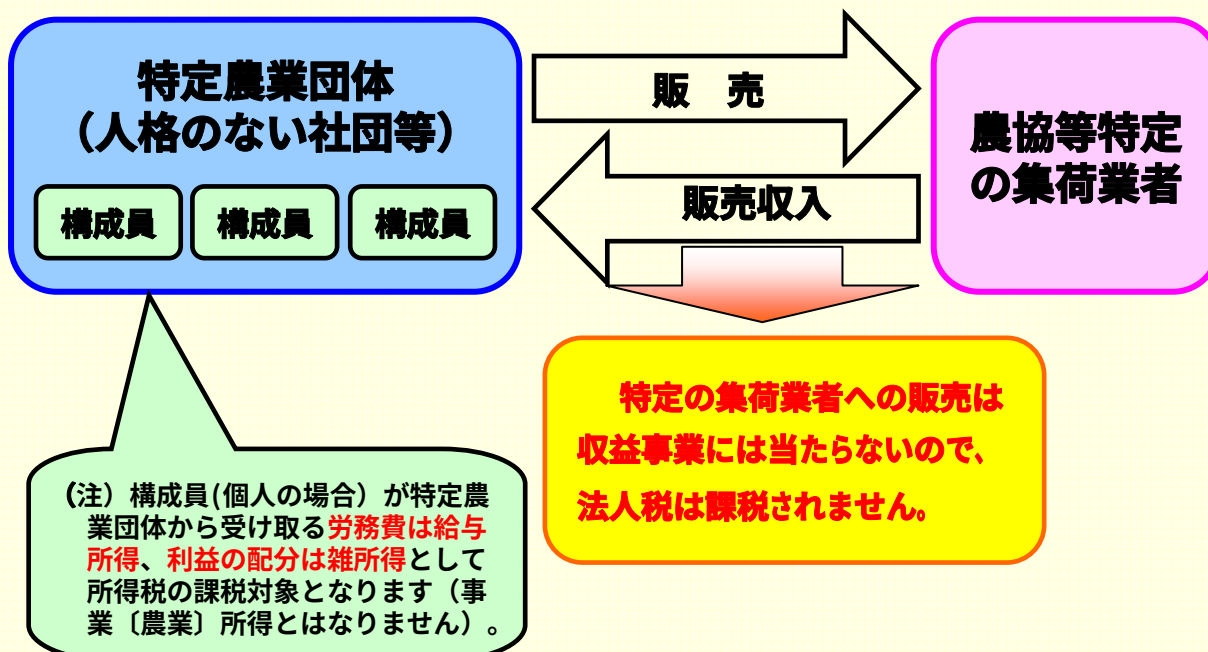
特定農業団体に対する課税の取扱い

- 特定農業団体に対する課税の取扱いについては、
 - ・ 任意組合等として**構成員に課税される場合**
 - ・ 人格のない社団等として**特定農業団体に課税される場合**があります。
 - ・ 税務上人格のない社団等に該当するかどうかは、各特定農業団体の**運営実態等に基づき個々に判断**されます。
 - ・ **特定農業団体と同様の要件を満たす組織**についても、特定農業団体と同様の運営実態等であるかどうか、個々に判断されます。
- 人格のない社団等に該当した場合には、
 - ・ **法人税は、特定農業団体として農協などの特定の集荷業者に農産物の売渡しだけを行う場合には収益事業に当たらないので、課税されません。**
 - ・ **消費税は、原則として設立2期目までの納税義務が免除**されることから、例えば、3年目に法人化した場合で一定の要件に該当する場合には、法人化前と法人化後を通算して、**連続4事業年度の間、免税事業者**となります。

◇ 人格のない社団等に該当した場合、次のような取扱いとなります。 ◇

法人税

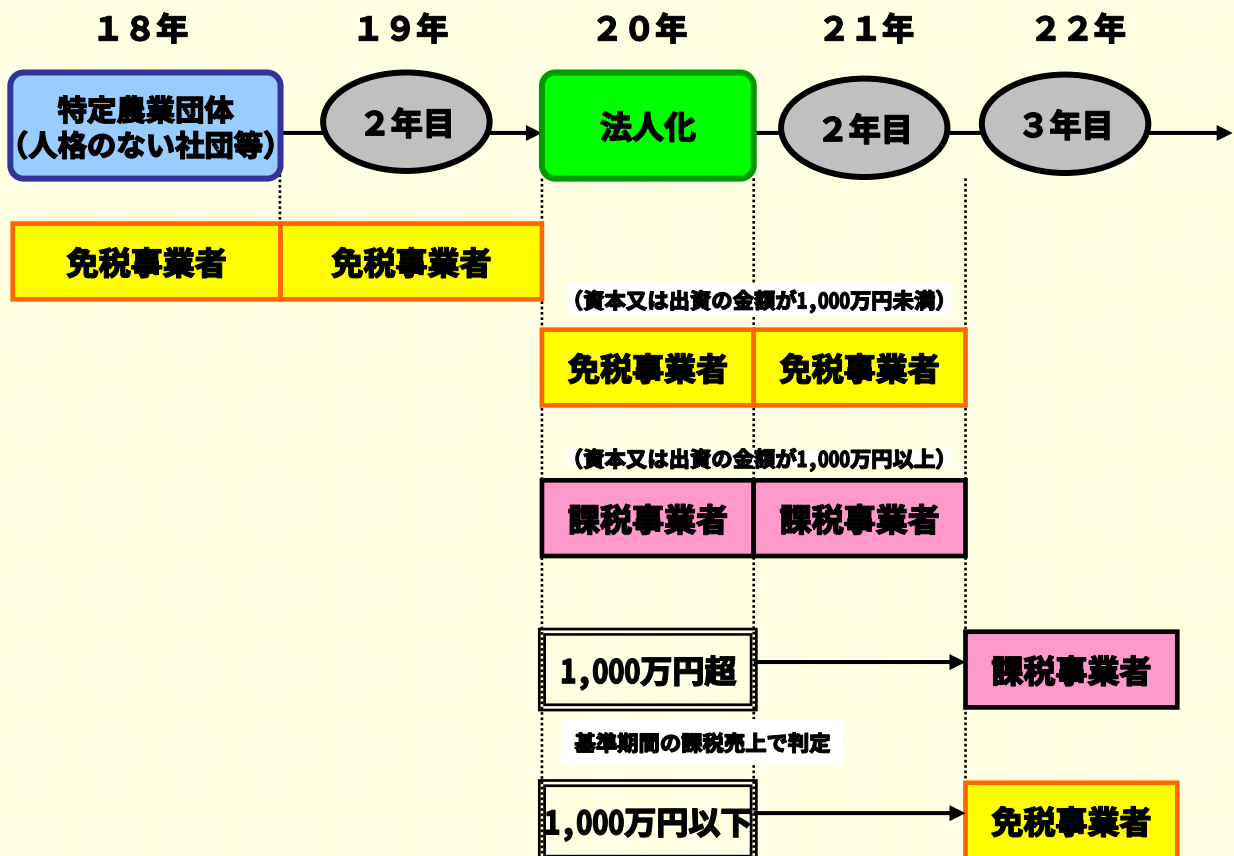
人格のない社団等については、収益事業を営む場合に限り、法人税の納税義務があります。



- (注) 1 特定農業団体が、農産物をそのまま又は加工を加えた上で直接不特定又は多数に販売したり、構成員から農作業の委託を受けたりする行為は収益事業に当たり、法人税が課税される場合があります。
- 2 これまで個人で営まれていた方で、事業〔農業〕所得の金額の計算上赤字が生じた場合には他の所得の黒字と損益通算できましたが、特定農業団体で赤字が生じたときは、その構成員である個人は他の所得の黒字と損益通算できませんのでご注意ください。

消費税

消費税は、所得税や法人税のように所得に対して課税されるのではなく、事業者が販売する商品やサービスの提供が課税の対象となります。したがって、所得税や法人税の計算において所得がなく、納税義務が生じない場合であっても、課税事業者であれば、消費税の納税義務があります。

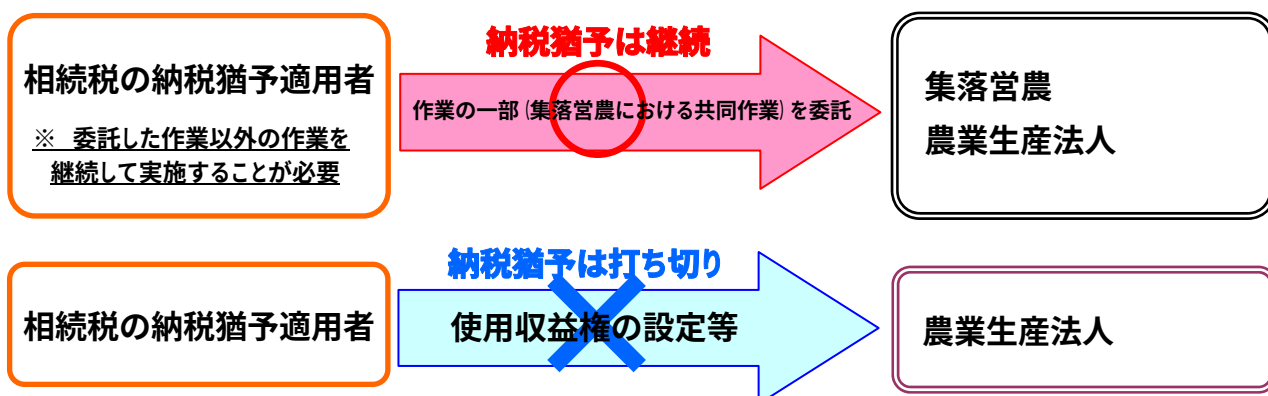


- (注) 1 人格のない社団等である特定農業団体が結成されてから1年目と2年目は、その課税期間に対する基準期間が存在しないことから、免税事業者となります。
- 2 特定農業団体が法人化した1年目と2年目については、その課税期間に対する基準期間が存在しませんが、その事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人は、その課税期間の納税義務は免除されません(2年目において、これに該当する場合も同様です)。
- 3 人格のない社団等である特定農業団体が、例えば、平成20年の事業年度(3年目)の途中で法人化した場合、平成18年の事業年度の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成20年の事業年度開始の日から法人化される日までの課税期間について、納税義務があります。
- 4 免税事業者は確定申告書を提出することができないため、設備投資が多額にあった場合などで、売上げに係る消費税額より仕入れに係る消費税額が多い場合でも、消費税の還付を受けることはできません。
このような場合に、消費税の還付を受けるためには、事前に「消費税課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。

集落営農・農業生産法人への参加と農地等の納税猶予制度との関係

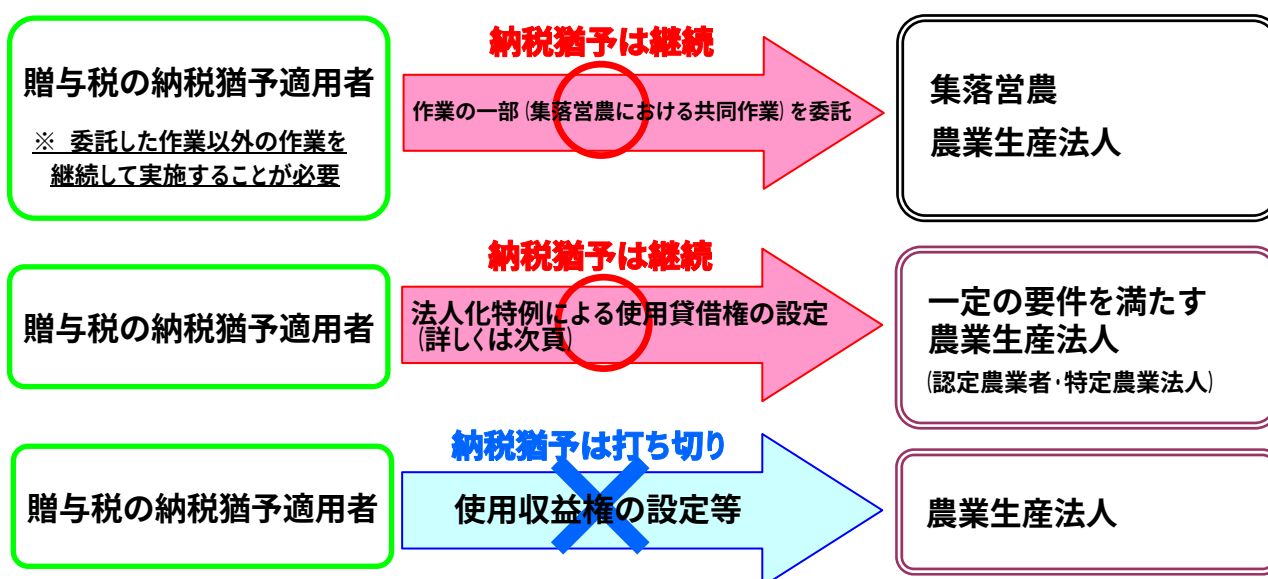
○ 相続税の納税猶予

- 農地等の相続税の納税猶予を受けている農業者が集落営農・農業生産法人に参加する場合、
- ・ 使用収益権の設定等をしたり、すべての作業を委託したりすると、納税猶予は打ち切りになりますが、
 - ・ 作業の一部（集落営農における共同作業）だけ委託し、それ以外の作業は自分で行うこととすれば、納税猶予は継続されます。



○ 贈与税の納税猶予

- 農地等の贈与税納税猶予を受けている農業者が集落営農・農業生産法人に参加する場合、
- ・ 使用収益権の設定等をしたり、すべての作業を委託したりすると、納税猶予は打ち切りになりますが、
 - ・ 作業の一部（集落営農における共同作業）だけ委託し、それ以外の作業は自分で行う、
 - ・ 又は法人化特例による適切な手続きを踏んで、一定の要件を満たす農業生産法人に使用貸借権を設定することとすれば、納税猶予は継続されます。



(注) ・ 作業には、耕起・代かき、田植え、基肥、追肥、除草、防除、水管理、稲刈り・脱穀等があります。このうち、集落営農における共同作業とは、耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀の全部又は一部の作業をいいます。

・ 納税猶予の継続は、作業の一部委託後も納税猶予適用者が農業を営んでいることが前提です。

・ なお、品目横断的経営安定対策の経営規模として算入できる面積の取扱いについては、P.14及びP.15を参照してください。

贈与税納税猶予制度適用農地等に係る法人化特例の概要

農地等の一括生前贈与

贈与税の納税猶予の適用

法人化特例の適用

【贈与税納税猶予制度の目的】

農地等の細分化防止

【法人化特例の目的】

法人化による農業経営の規模拡大、農地の利用集積

【法人化特例の内容】

贈与税の納税猶予の適用農地等

一括して使用貸借

認定農業者又は特定農業法人である農業生産法人

1 特例措置の対象者

既に農地等の一括生前贈与を受けて贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者であること。

2 農業生産法人の要件（①又は②のいずれかの要件全てを満たしていること）

① 認定農業者（注1）

- i) 特例対象者が当該農業生産法人の代表権を有する役員であること。
- ii) 特例対象者の当該農業生産法人における農業従事日数が年間150日以上で、農作業従事日数が年間60日以上であること。

② 特定農業法人（注2）

- i) 特例対象者が当該農業生産法人の常時従事役員（代表者である必要なし）であること。
- ii) 特例対象者の当該農業生産法人における農業従事日数が最短で60日最長で150日（注3）以上で、農作業従事日数が年間60日以上であること。

（注1） 農業経営改善計画の有効期間が経過した場合にあっては、一定の期間内に新たな農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者であること。

（注2） 特定農用地利用規程の有効期間が経過した場合にあっては、一定の期間内に新たな特定農用地利用規程に位置付けられた特定農業法人であるか、又は農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者であること。

（注3） 特定農業法人である場合の農業従事日数は①又は②のいずれか多い日数
① 当該特定農業法人の経営面積に相当する必要農業従事日数（農地面積（ha）× 3.3日 / haにより算出）を構成員数で除した日数（60日を下回る場合は60日）

② 贈与税納税猶予適用農地等に相当する必要農業従事日数（農地面積（ha）× 3.3日 / haにより算出）

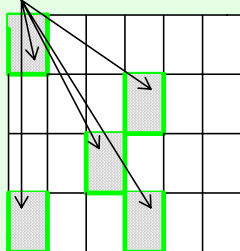
3 特例の措置期間

平成17年度から平成19年度までの間。

納税猶予の継続

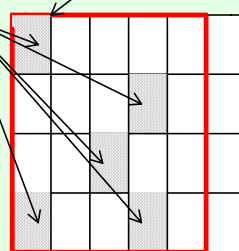
【法人化特例のイメージ】

贈与税納税猶予農地等



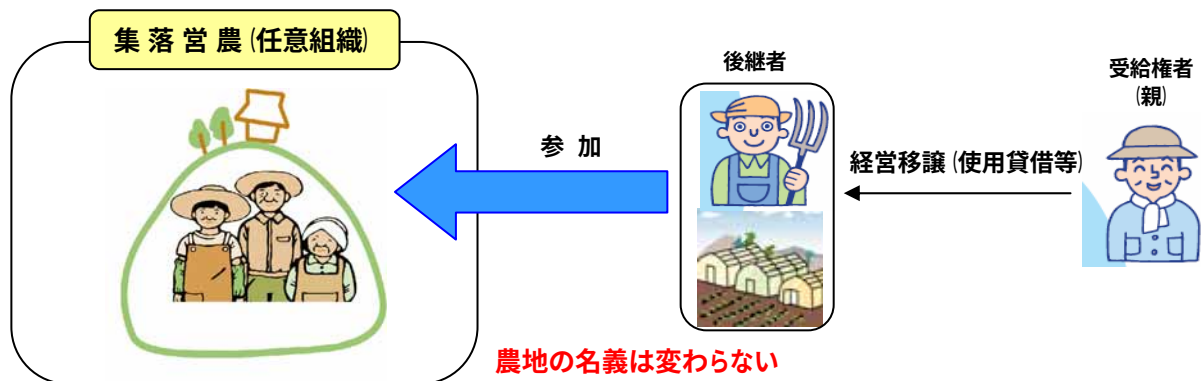
使用貸借権の設定

法人のエリア

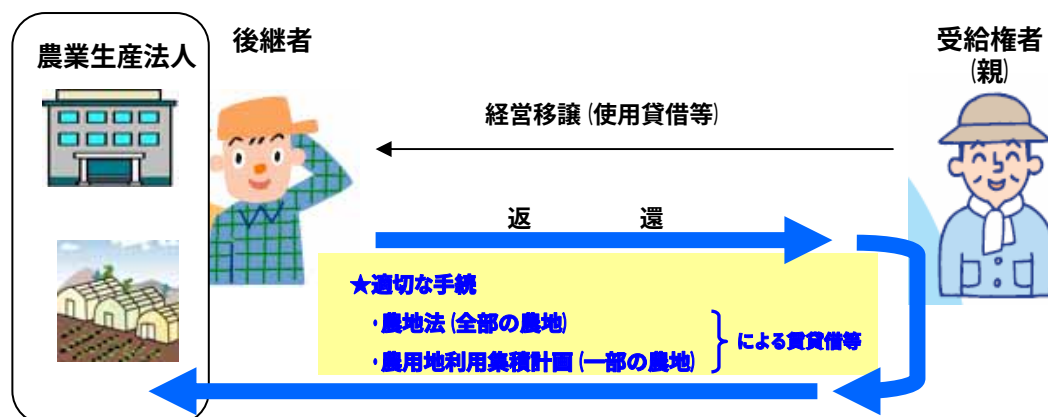


集落営農・農業生産法人への参加と農業者年金との関係

経営移譲を受けている後継者が集落営農に参加しても、農地の名義が変わらないので、親の経営移譲年金は支給停止になりません。



経営移譲を受けている後継者が農業生産法人に参加しても、適切な手続きを踏めば、親の経営移譲年金は支給停止になりません。



農業者年金の受給権者が農業生産法人に参加しても、単に雇用者となる (法人の持分を有さない) 場合には、農業経営を再開したことになるので、経営移譲年金は支給停止になりません。



※ なお、農地を保有しない農作業受託サービス等を行う法人の構成員となる場合には、経営移譲年金の支給停止になりません。

認定農業者の育成・確保支援対策 (18年度予算)

認定農業者等担い手育成・確保支援事業 10億円

認定農業者を中心とする地域農業経営システムの構築

- 集落の話し合いによる認定農業者等の担い手の明確化



認定農業者の育成・確保

- 地域水田農業ビジョンに位置付けられた担い手等を認定農業者へ誘導



認定農業者

水田ビジョンの担い手

認定



経営改善

効率的かつ安定的な農業経営への発展支援

- 経営規模の拡大
- 経営能力の向上
- 農業経営改善計画の着実な達成

地域農業経営ビジョンの作成

(ビジョンの内容)

- 担い手育成方針マップの作成
- 農用地利用の考え方
- 集落内関係者の役割分担 等

認定農業者制度の普及啓発 (ローラー作戦)

- ダイレクトメール、電話等による制度のPR
- 認定促進のための個別訪問、研修会の実施

認定農業者の育成活動

- 農業経営改善計画の作成指導の実施
- 経営診断・指導の実施

農業経営改善計画の達成支援

- 規模拡大、能力向上のための研修会の実施
- 農業経営改善計画の実施状況の把握と経営指導

認定農業者の多様な経営展開の支援

- 高付加価値作物の導入の支援
- 特産品の加工、販路開拓等の支援

担い手経営展開支援リース事業 4億円

機械・施設の整備の支援

- リースによる機械・施設の導入の支援

農地の利用調整活動支援事業 8億円

農地の利用集積の促進

- 農地利用調整活動、農地等情報の整備、農地の適正利用に関する活動

低利の政策資金の融通

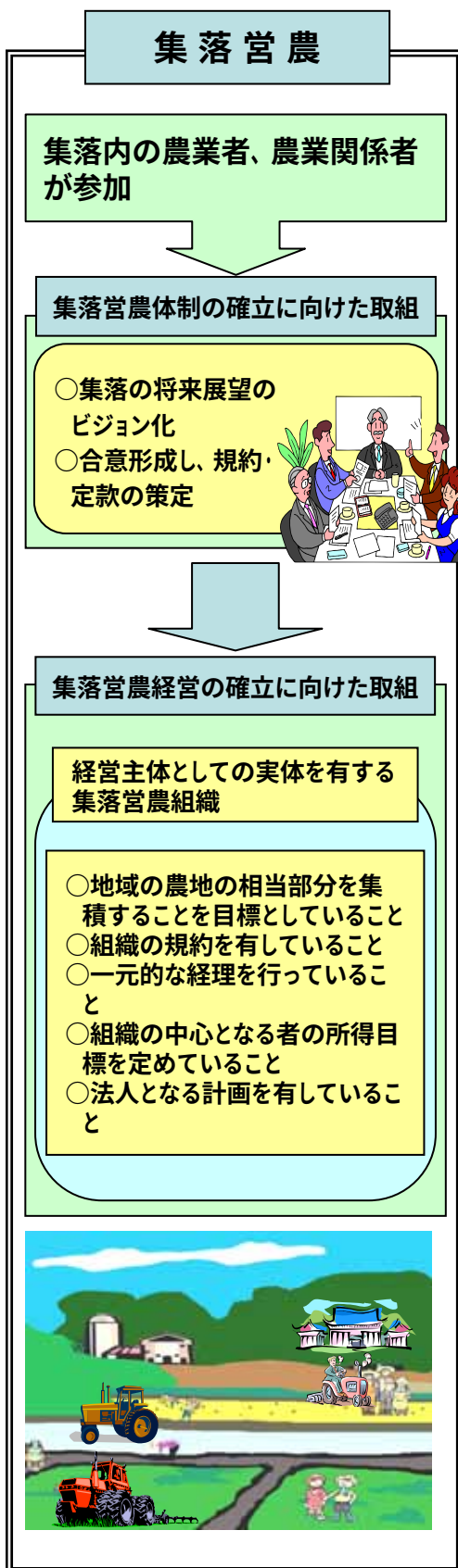
- スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金、スーパーS資金

税制の特例

- 機械、施設の割増償却

集落営農の育成・確保支援対策(18年度予算)

107億円※



支援

課題例	支援内容	
リーダーの育成	集落リーダーによる集落営農の組織化に向けた調整活動支援	集落営農育成・確保緊急支援事業
行政・団体による総合的支援	全国団体・普及組織による各種支援	○担い手総合支援事業 ○集落営農への集中的な技術・営農支援 ○集落営農緊急育成サポートツール開発事業
地域ビジョンの策定・実施	集落関係者間の理解の醸成のための調整活動支援等	認定農業者等担い手育成・確保支援事業
経理の一元化支援	○集落営農に関する基礎的な講習会の開催支援 ○会計責任者の育成・確保のための会計研修会の開催支援	集落営農育成・確保支援事業
農地の利用調整	○農業委員会による集落内農地の利用調整活動支援 ○農地保有合理化法人による農地利用集積の促進	○集落農地利用調整(強い農業づくり交付金のメニュー) ○農地保有合理化総合支援事業(集落営農関係)
○農業用機械の整理合理化 ○小規模基盤整備	○都道府県の導入計画に即した機械化体系の実現を支援 ○畦畔除去、区画整理や共同育苗施設等の整備を支援	集落営農育成・確保緊急整備支援(強い農業づくり交付金のメニュー)
基盤整備	生産基盤の整備を契機として集落営農の組織化を促進	集落営農育成基盤整備事業
自己資本の充実	アグリビジネス投資育成(株)の投資対象に特定農業法人を追加	農林漁業金融公庫出資金
資金調達への支援	集落営農への融資	○農業改良資金 ○経営体育成強化資金 ○農業近代化資金

※ 強い農業づくり交付金及び農地保有合理化総合支援事業については、一定の前提を置いて試算した金額を計上。

集落営農育成・確保緊急支援事業

事業目的

集落営農の組織化・法人化を加速的に推進するためには、**リーダーの育成**が重要

集落リーダーによる集落営農の組織化に向けた調整活動を緊急に支援

平成18年度予算額

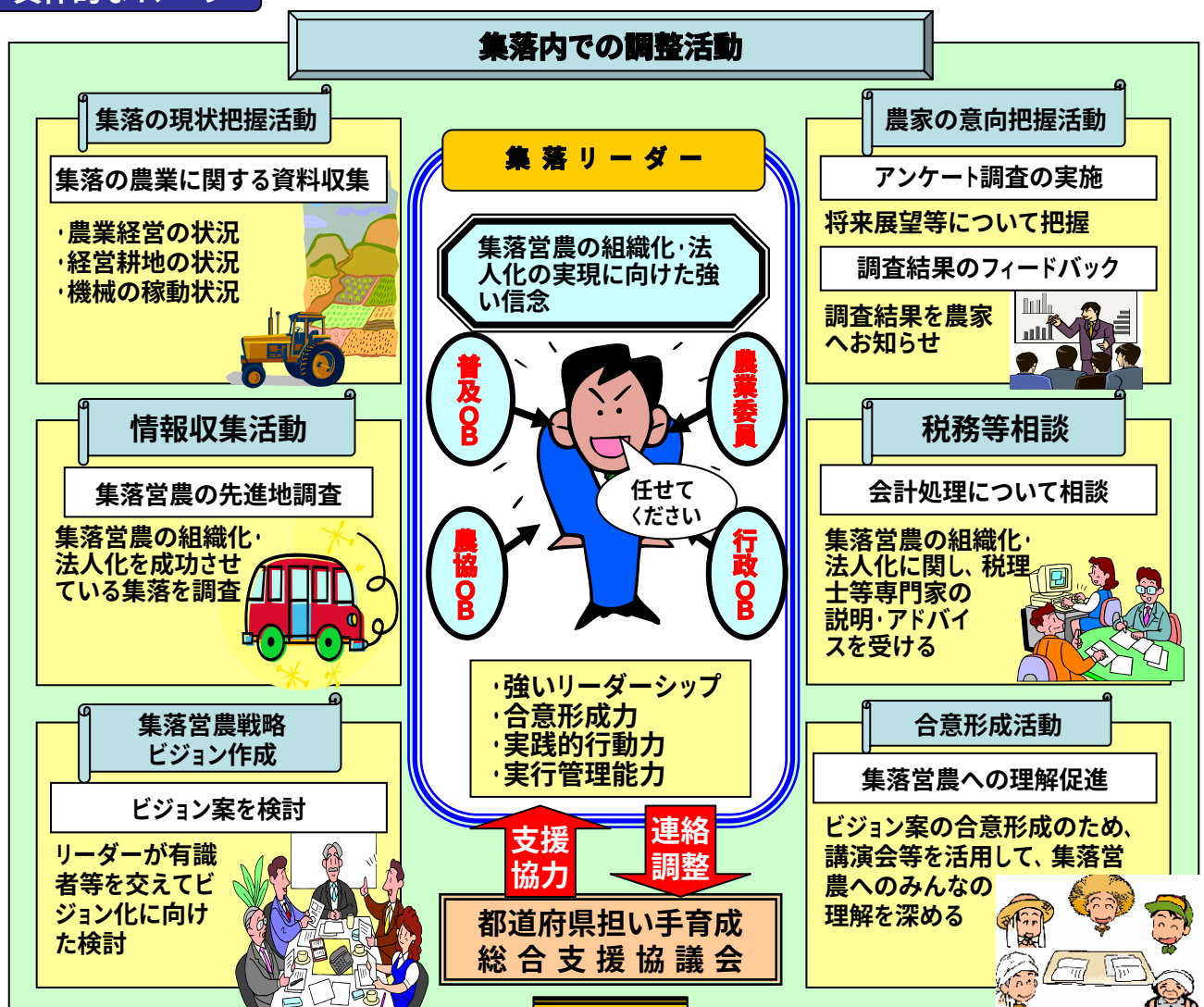
20億円（定額 10／10） 全国5,000地区において実施
（1地区当たり40万円を集落リーダーに助成）

主な積算事項

☆集落内での調整活動に要する経費を助成

- 集落リーダーへの謝金
- 集落リーダーのアシスタント賃金
- 集落ビジョン策定検討会、合意形成活動（会議費、印刷費、講師謝金・旅費）
- 税理士等への相談費用（専門家謝金）

具体的なイメージ



「集落営農戦略ビジョン」の合意形成と、集落営農の規約・定款を締結

認定農業者・集落営農組織に対する強力な政策支援

- 「担い手」になれば、品目横断的経営安定対策の支払以外にも
金融・補助・税制上の様々な支援を受けることができます。
今後、こうした支援はさらに充実される予定です。

＜ 担い手になれば受けられる支援 ＞

- ◇ スーパーL資金などの低利融資(金利1.75～2.0%等)
- ◇ 農地の利用集積への助成 ※ 平成18年7月20日現在
- ◇ 農業者年金の保険料補助(最大月1万円、生涯216万円)
- ◇ 専門家による経営診断、経営指導
- ◇ 機械・施設の割増償却などの税制特例(割増率20%等)
- ◇ …
- ◇ など

＜ 現在検討中の担い手への新たな支援 ＞

- ◇ **制度資金の充実・強化**
スーパーL資金などの担い手向け融資の金利負担を徹底して軽減（無利子）
- ◇ **融資主体型補助の創設**
地域の合意に基づき、担い手がトラクター、田植機などの機械・施設を融資で導入する際に補助
- ◇ **農地の面的集積支援**
担い手にとって真のコストダウンにつながる団地化したまとまりある形での利用集積に対して、集中的に支援
- ◇ **過去実績がない場合に対する支援**
担い手の経営発展や新規参入等を促進するため、需要に応じた生産や経営革新の取組を伴いつつ、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応などを行う者に対し経営安定が可能となる水準の支援を実施

米政策改革との連携

米の需給調整については、品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指しています。

○農業者・農業者団体が主体的に需給調整

(行政は需要量に関する情報を提供。その情報に基づきJA等の生産調整方針作成者が生産目標数量を決定し、方針に参加する者に配分。)

○担い手育成・確保運動と連携し、地域水田農業ビジョンの高度化等により、水田農業の構造改革を促進

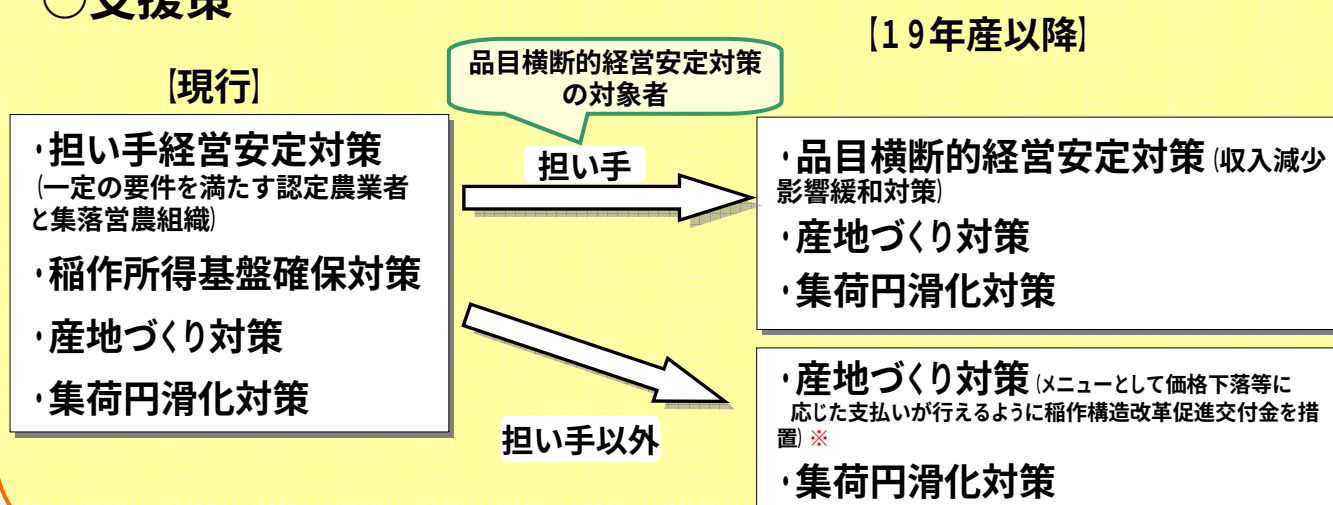
▶ 担い手育成・確保運動と連携した生産調整の的確な推進

(経営安定対策の対象者である認定農業者等は生産調整を実施する必要)

▶ 担い手への交付の重点化等ビジョンの点検・見直しと産地づくり交付金の有効活用

▶ 担い手の参画による第三者機関的組織（地域協議会）の機能強化

○支援策



- ※
- ・ 当面の措置
 - ・ 担い手への集積に取り組む場合の加算
 - ・ 都道府県段階の交付額は期間中に漸減

集落営農組織と農地・水・環境の保全向上の活動組織との関係

農地・水・環境保全向上対策の活動組織は、集落ごと、ため池などの用水がかりごと、ほ場整備の地区ごとなど様々なまとまりでつくることができます。

品目横断的経営安定対策の担い手である集落営農組織も活動組織の重要な一員として農地・水・環境保全向上対策の支援により、共同活動の担い手にもなっていただきたいと思います。

両対策によって経営の安定と農地や農業用水の保全による持続可能な農業経営の実現を支援します。

品目横断的
経営安定対策

【集落営農組織5要件】

- ・農用地の利用集積目標
- ・規約の作成
- ・経理の一元化
- ・主たる従事者の所得目標
- ・農業生産法人化計画の作成

交付金

活動組織

集落営農組織

・その他の農家・地域住民などの非農家

助成金

農地・水・環境保全向上対策

共同活動への支援
(共同活動にかかる経費を支援します。)

【支援の要件】

活動組織を作ります

- ・農業者以外の住民(団体)の参加
- ・規約の作成、活動計画の作成
- ・(市町村との)協定締結

効果の高い活動に取り組みます

- ・基礎的な維持保全活動(江ざらい・草刈り等)の実施
- ・農業用施設の長寿命化につながる活動の実施
- ・自然の動植物や景観の保全など農村環境を守る活動の実施

営農活動への支援

【支援の要件】

- ・化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割減
- ・エコファーマーの認定を受ける
- ・一定のまとまりをもった取組

国の助成金(10a当たり)

	都府県	北海道
水田	2,200円	1,700円
畑	1,400円	600円
草地	200円	100円

※上表と同額が地方公共団体からも助成されます。

品目横断的経営安定対策の導入等による「担い手」×リットの充実

米

	現 行	19年 ～
担い手 〔認定農業者 集落営農組織〕	① 稲作所得基盤確保対策(稲得) 担い手経営安定対策(担経) ・稲得は、価格の下落の5割+300円を補てん ・担経は、収入の減少の9割を補てん ・生産者：国＝概ね1：2の割合で拠出 ② スーパーL資金等 〔・規模拡大等への支援〕	① 収入減少影響緩和対策 ・収入の減少の9割を補てん ・生産者：国＝1：3の拠出とし、生産者の負担を軽減 ② 金融措置の拡充をはじめ支援措置を大幅に拡充(180億円程度) ・スーパーL資金の無利子化 ・融資主体型補助の創設 ・農地の面的集積への助成 等
非担い手 ※生産調整に取り組んだ場合	① 稲作所得基盤確保対策 〔・価格の下落の5割+300円を補てん〕	① 産地づくり対策の中の稲作構造改革促進交付金 ・支払は収入減少影響緩和対策の補てんの範囲内 ・単価は4,000円/10a(注2)。担い手への集積に取り組みれば3,000円/10aが加算され、現行稲得の水準並み ・21年までの当面の措置であり、交付額は期間中に漸減

×リット増

×リット減

注1 上記のほか、小規模農家については、

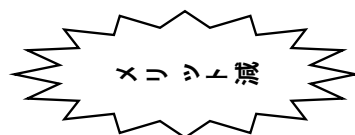
- ①担い手である集落営農組織に参加することにより、
 - ・経費が大幅に削減され、所得が大幅にアップ(1haの水田作農家：8万円→43万円)
 - ・労働時間が大幅に短縮(1haの水田作農家：633時間→121時間)。余った時間を農外労働に振り向ければ、農外所得も増大
- ②仮に集落営農組織に参加しない場合でも、担い手へ農地を提供することにより、地代収入を確保できる

2 稲作構造改革促進交付金の単価は交付金の算定上の単価であり、実際の支援単価は地域で異なる。

品目横断的経営安定対策の導入等による「担い手」メリットの充実

麦 大豆

	現 行	19年～
担い手 〔認定農業者 集落営農組織〕	① 麦作経営安定資金 大豆交付金 〔・生産条件の不利益を補正（生産コスト と販売収入の差を補てん）〕 ② 大豆作経営安定対策（大豆のみ） 〔・価格の下落の8割を補てん〕 ③ 産地づくり対策（水田作のみ） 〔・米の生産調整等を推進〕 ④ スーパーL資金等 〔・規模拡大等への支援〕	① 生産条件不利補正対策 支援水準は現行手取りと同水準だが ・過去の生産実績に基づく支払 ⇒ 一定額を継続的・安定的に受けら れるので経営の自由度がアップ（新 たな作物の導入等） ・毎年の生産量・品質に基づく支払 ⇒ 単価が3年間固定されるので 生産性向上分は担い手に還元 ② 収入減少影響緩和対策 ・対象品目は、麦、大豆等5品目に拡大 ・収入の減少の9割を補てん ③ 産地づくり対策（水田作のみ） ④ 金融措置の拡充をはじめ支援 措置を大幅に拡充（180億円程度） ・スーパーL資金の無利子化 ・融資主体型補助の創設 ・農地の面的集積への助成 ・過去の生産実績がない場合 への支援 等
非担い手 ※生産調整に取 り組んだ場合	① 麦作経営安定資金 大豆交付金 〔・生産条件の不利益を補正〕 ② 大豆作経営安定対策（大豆のみ） 〔・価格の下落の8割を補てん〕 ③ 産地づくり対策（水田作のみ） 〔・米の生産調整等を推進〕	① なし ② なし ③ 産地づくり対策（水田作のみ）



品目横断的経営安定対策の導入等による「担い手」×リットの充実

てん菜 でん粉原料用ばれいしょ

	現 行	19 年 ～
担い手 〔認定農業者 集落営農組織〕	① 最低生産者価格 〔・生産条件の不利を補正〕	① 生産条件不利補正対策 支援水準は現行手取りと同水準だが ・過去の生産実績に基づく支払 ⇒ 一定額を継続的・安定的に受けられるので経営の自由度がアップ(新たな作物の導入等) ・毎年の生産量・品質に基づく支払 ⇒ 単価が3年間固定されるので生産性向上分は担い手に還元
	スーパーなど 	
	② 収入減少の緩和対策はなし	② 収入減少影響緩和対策の導入 〔・収入の減少の9割を補てん〕
	③ スーパーL資金等 〔・規模拡大等への支援〕	③ 金融措置の拡充をはじめ支援措置を大幅に拡充(180億円程度) ・スーパーL資金の無利子化 ・融資主体型補助の創設 ・農地の面的集積への助成 ・過去の生産実績がない場合への支援 等
非担い手	① 最低生産者価格 〔・生産条件の不利を補正〕	① なし 〔・販売収入のみ〕

×リット増

×リット減

新たな経営安定対策、担い手育成・ 集落営農の組織化の相談窓口です！

ご不明な点は、最寄りの担い手協議会、地方農政事務所、市町村等にお問い合わせ下さい。

都道府県

担い手協議会

地方農政事務所

	事務局等連絡先	電話番号	名 称	電話番号
北海道	北海道農業会議	011-281-6761	北海道農政事務所	011-642-5410
青森県	青森県農業会議	017-774-8580	青森農政事務所	017-775-2151
岩手県	岩手県農業会議	019-626-8545	岩手農政事務所	019-624-1125
宮城県	宮城県農業会議	022-275-9164	東北農政局	022-263-1111
秋田県	秋田県農業会議	018-860-3540	秋田農政事務所	018-862-5611
山形県	山形県農業会議	023-641-1117	山形農政事務所	023-622-7231
福島県	福島県農業会議	024-524-1201	福島農政事務所	024-534-4142
茨城県	茨城県農業会議	029-301-1236	茨城農政事務所	029-221-2188
栃木県	栃木県農業会議	028-648-7270	栃木農政事務所	028-633-3311
群馬県	群馬県農業会議	027-280-6171	群馬農政事務所	027-221-1181
埼玉県	埼玉県農業会議	048-829-3481	関東農政局	048-600-0600
千葉県	千葉県農業会議	043-222-1703	千葉農政事務所	043-224-5617
東京都	東京都農業会議	03-3370-7145	東京農政事務所	03-3214-7321
神奈川県	神奈川県農業会議	045-201-0895	神奈川農政事務所	045-211-7175
山梨県	山梨県農業会議	055-228-6811	山梨農政事務所	055-226-6611
長野県	長野県農業会議	026-234-6871	長野農政事務所	026-233-2500
静岡県	静岡県農業会議	054-255-7934	静岡農政事務所	054-246-6211
新潟県	新潟県農業会議	025-223-2186	新潟農政事務所	025-228-5281
富山県	富山県農業会議	076-441-8961	新富山農政事務所	076-421-6104
石川県	(財)石川21世紀農業育成機構	076-257-7141	北陸農政局	076-232-4343
福井県	福井県農業会議	0776-21-0010 (内420)	福井農政事務所	0776-36-1790
岐阜県	岐阜県農業会議	058-268-2527	岐阜農政事務所	058-271-4044
愛知県	愛知県農業会議	052-962-2841	東海農政局	052-201-7271
三重県	三重県農業会議	059-259-0860	三重農政事務所	059-228-3151
滋賀県	滋賀県農業会議	077-523-2439	滋賀農政事務所	077-522-4261
京都府	京都府農業会議	075-441-3660	近畿農政局	075-414-9084
大阪府	大阪府農業会議	06-6941-2701	大阪農政事務所	06-6943-9691
兵庫県	兵庫県農業会議	078-361-8110	兵庫農政事務所	078-331-9951
奈良県	奈良県農業会議	0742-22-1101	奈良農政事務所	0742-23-1281
和歌山県	和歌山県農業会議	073-432-6114	和歌山農政事務所	073-436-3831
鳥取県	鳥取県農業会議	0857-26-8371	鳥取農政事務所	0857-22-3131
島根県	島根県農業会議	0852-22-4471	島根農政事務所	0852-24-7311
岡山県	岡山県農業会議	086-234-1093	中国四国農政局	086-224-4511
広島県	広島県農業協同組合中央会	082-554-3745	広島農政事務所	082-281-2111
山口県	山口県農業会議	083-923-2102	山口農政事務所	083-922-5200
徳島県	徳島県農業会議	088-621-3054	徳島農政事務所	088-622-6131
香川県	香川県農業会議	087-812-0810	香川農政事務所	087-831-8151
愛媛県	愛媛県農業会議	089-921-4438	愛媛農政事務所	089-932-1177
高知県	高知県農業会議	088-824-8555	高知農政事務所	088-875-2151
福岡県	(財)福岡県農業振興推進機構	092-716-8355	福岡農政事務所	092-281-8261
佐賀県	佐賀県農業会議	0952-23-7057	佐賀農政事務所	0952-23-3131
長崎県	長崎県農業会議	095-822-9647	長崎農政事務所	095-822-3291
熊本県	熊本県農業会議	096-384-3333	九州農政局	096-353-3561
大分県	大分県農業会議	097-532-4385	大分農政事務所	097-532-6131
宮崎県	宮崎県農業会議	0985-29-6333	宮崎農政事務所	0985-22-3181
鹿児島県	鹿児島県農業会議	099-286-5815	鹿児島農政事務所	099-222-0121
沖縄県	沖縄県農業会議	098-867-7385	沖縄総合事務局	098-866-0031

農林水産省経営政策課 電話 03-3502-8111 (代表)

全国担い手育成総合支援協議会 (事務局) 全国農業会議所 電話 03-5251-3906 (直通)

// (事務局) 全国農業協同組合中央会 電話 03-3245-7555 (直通)